

フランス革命・ナポレオン戦争と英奥関係

——トリエステ海外貿易とオーストリア戦時公債——

武田元有

はじめに

ウィーン会議をもって終結するフランス革命・ナポレオン戦争（1792－1815年）の国際関係史上の意義として、⁽¹⁾政治的には18世紀の勢力均衡体系における枢軸であったブルボン両国の役割が後退する一方、ロシアを「ヨーロッパの憲兵」とする反動体制が成立し、また中欧におけるプロイセンの地位が上昇したこと、⁽²⁾経済的には18世紀の植民地獲得競争におけるイギリスの勝利が確定し、イギリスを「世界の工場」とする国際分業体制への礎石が確立したこと、⁽³⁾また有力商会のイギリス移住・大陸向け融資が進み、国際金融の拠点がアムステルダムからロンドンへと移動したこと、⁽⁴⁾等々が指摘されてきた。その反面、当該戦争をめぐるこれら諸側面の相互連関を問う意識は、これまで必ずしも十分ではなかったようと思われる。

これに対して小稿は、フランス革命・ナポレオン戦争に伴う、一方の外交史上における東欧諸国の台頭、他方の経済史上におけるイギリス霸権の拡大、これらの動きを有機的・統一的に把握する手段として、なかでもオーストリアの政治的・経済的位置に注目したいと思う。というのもオーストリアは、政治的に見た場合、戦争前夜・開戦初期の対土戦争（1787－92年）・ポーランド分割（1795年）における共同歩調によって普露両国の領土拡張を支援する一方、当該戦争の長期化によって普露両国の中立主義・離反行為（仏露同盟）が相次ぐなかイギリスの貴重な対仏盟邦として機能し、さらに戦後はウィーン体制・ドイツ連邦の議長国として所謂「メッテルニヒ体制」を現出したのみならず、⁽⁵⁾経済的に見た場合、フランスの経済封鎖が進むなかイギリスの重要な原料供給市場としてレヴァント貿易の一角を担い、また戦費拡大・財政逼迫が続くなかイギリス借款供与における最大の借入相手としてロンドン金融市场の成長に貢献し、⁽⁶⁾まさしく当該戦争をめぐるヨーロッパ国際政治と戦後におけるイギリス経済霸権とを媒介する位置にあったからである。

また小稿は、当該戦争におけるオーストリアの多面的・複合的な役割を一元的に把握する視角として、政府貸付の問題に着目したいと思う。そもそもイギリスは産業革命の始動によって生産力・経済力に勝る反面、軍事力では大陸諸国に劣り、海洋国家として海軍力こそ一定の規模を誇るが、陸軍力は相対的に低い。このため18世紀以来、一連の国際紛争に伴う同盟関係において、イギリスは必要資金を、大陸の同盟諸国は陸軍兵力を、それぞれ供出する慣例が生成している。こうした資金供給は、一方では列国相互の外交関係に、他方では各國の財政・経済事情に規定される故、外交・通商問題の相互連関を把握する上で不可欠な論点だと言える。⁽⁷⁾

以下、まず対仏戦争に伴う戦時債務の生成を、次いで戦後の負債問題の解決を、英奥両国の外交関係・通商関係における相互連関・段階変化に留意しながら、順次考察してゆくことにしよう。⁽⁸⁾

註

- (1) 各国史上的位置に関する言及は筆者の能力を超えるが、さしあたり当事国たるフランス史上の評価・研究手法の動向について、服部春彦『経済史上的フランス革命・ナポレオン時代』多賀出版 2009 年、第一章。
- (2) 國際政治史上的位置については、P. Kennedy, *The Rise and Fall of the Great Powers: Economic Change and Military Conflict from 1500 to 2000*, New York, 1986, pp. 115- 139; M. S. Anderson, *The Ascendancy of Europe 1815- 1914*, London, 1972, pp. 1- 15; idem, *The Rise of Modern Diplomacy 1450- 1919*, London/ New York, 1993, pp. 181- 182; J. Black, *European International Relations 1648- 1815*, London, 2002, Chapter 9; 斎藤 孝「ウィーン体制の成立」『岩波講座・世界歴史』第 18 卷（近代 5）1970 年、高坂正堯『古典外交の成熟と崩壊』中央公論社 1978 年、第二章。普露両国の台頭については、M. S. Anderson, *Europe in the Eighteenth Century 1713- 1789*, London, 1961 (4th ed. 2000), Chapters 9- 10; D. McKay/ H. M. Scott (ed.), *The Rise of the Great Powers 1648- 1815*, London, 1983; J. P. LeDonne, *Grand Strategy of the Russian Empire, 1650- 1831*, Oxford, 2004; 池本今日子『ロシア皇帝アレクサンドル一世の外交政策——ヨーロッパ構想と憲法——』風行社 2006 年、志田恭子『ロシア帝国の膨張と統合——ポスト・ビザンツ空間としてのベッサラビア——』北大出版会 2009 年。
- (3) 服部春彦『フランス近代貿易の生成と展開』ミネルヴァ書房 1992 年、序章、I・ウォーラースtein (川北稔訳)『近代世界システム 1730 - 1840s ——大西洋革命の時代——』名大出版会 1997 年、66、108 頁、P・オブライエン(秋田・玉木訳)『帝国主義と工業化 1415 - 1974 年』ミネルヴァ書房 2000 年、98- 99、162- 163 頁; P. K. O'Brien, "The Impact of the Revolutionary and Napoleonic Wars, 1793- 1815, on the Long- Run Growth of the British Economy", Review, Vol. 12, 1989, pp. 369- 370; F. Crouzet, "The Impact of the French Wars on the British Economy", H. T. Dickinson (ed.), *Britain and the French Revolution, 1789- 1815*, London, 1989. 戦時の通商抗争については、吉田静一『フランス重商主義論』未来社 1962 年; E. F. Heckscher, *The Continental System: An Economic Interpretation*, Oxford, 1922; F. Crouzet, *L'économie britannique et le blocus continental (1806- 1813)*, 2vols., Paris, 1958.
- (4) J. Clapham, "Loans and Subsidies in Time of War, 1793- 1914", *Economic Journal*, Vol. 27, 1917; N. J. Silberling, "Financial and Monetary Policy of Great Britain during the Napoleonic Wars", *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 38, 1924; P・L・コトレル(西村闇也訳)『イギリスの海外投資——第一次大戦以前——』早大出版部 1992 年、12 - 13 頁、應和邦昭『イギリス資本輸出研究——1815 - 1914 年——』時潮社 1989 年、96 - 101 頁。
- (5) P. W. Schroeder, *Metternich's Diplomacy at its Zenith*, Austin, 1962; B. Jelavich, *The Habsburg Empire in European Affairs, 1814- 1918*, Chicago, 1969; A・J・P・ティラー(倉田稔訳)『ハプスブルク帝国 1809 - 1918 年』1987 年、第三章、G・シュタットミュラー(丹後杏一訳・矢田俊隆改題)『ハプスブルク帝国史——中世から 1918 年まで——』刀水書房 1989 年、第八・九章、矢田俊隆「ハプスブルク帝国とメッテルニヒ」『岩波講座・世界歴史』上掲巻(同『ハプスブルク帝国史研究——中欧多民族国家の解体過程——』岩波書店 1977 年、第一章、再録)。
- (6) G. Otruba, "Englands Finanzhilfe für Österreich in den Koalitionskriegen und im Kampf gegen Napoleon", *Österreich in Geschichte und Literatur*, Bd. 9, 1965; K. F. Helleiner, *The Imperial Loans: A Study in Financial and Diplomatic History*, Oxford, 1965. また未見ながら、H. Pavelka, *Die österreichischen Anleihen in England während der Franzosenkriege und ihre Begleichung*, Wien, 1965. 当該問題に言及した本邦の研究としては、入江節次郎『イギリス資本輸出史研究』新評論 1982 年、第 IV 章- 2 「ナポレオン戦争期の同盟国への貸付や援助とマーチャント・バンカー」。
- (7) J. M. Sherwig, *Guineas and Gunpowder: British Foreign Aid in the Wars with France 1793- 1815*, Cambridge, Mass., 1969. ちなみにイギリスは、フランス革命・ナポレオン戦争の債権国として、ウィーン体制ではオーストリア債権の回収に苦慮したのに対し、一世紀後の第一次世界大戦(1914 - 1918 年)では債務国に転落し、ヴェルサイユ体制下において敗戦国ドイツからの賠償取立・債権国アメリカへの債務返済という二重の問題に直面することになる。高橋 進『ドイツ賠償問題の歴史的展開——国際紛争および連繫政治の視角から——』岩波書店 1983 年。
- (8) なお小稿は、当該戦争を《英露 vs 仏土》から《英土 vs 仏露》への転換として捉えた拙稿「フランス革命・ナポレオン戦争とロシア南下政策」『鳥取大学・教育センター紀要』第 6 号 2009 年、を踏まえるとともに、イギリス・レヴァント貿易におけるオーストリア海運の役割を考察した拙稿「イギリス航海条約とオーストリア海運——1838 年の英奥通商条約とドナウ河航行事業——」『西洋史研究』新輯第 42 号 2013 年、の前提をなしている。

〔I〕フランス革命・ナポレオン戦争とオーストリア負債問題の生成

まずフランス革命・ナポレオン戦争時代の英奥関係を対仏同盟の変遷にしたがって概観しよう。以下では同盟関係の変化を4段階に区分し、①同盟関係、②通商関係、③政府貸付、以上の論点について、段階変化・相互連関に留意しながら考察を進めたい。

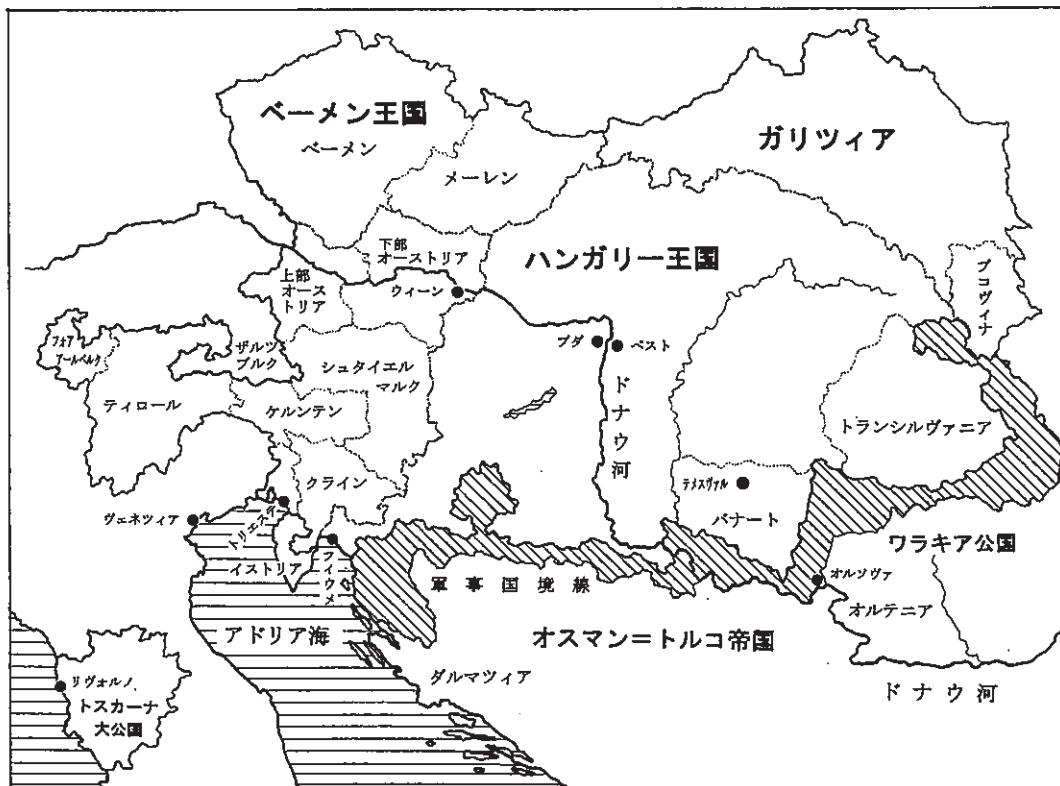
(1) フランス革命と第一回対仏同盟(1791-97年)

① 外交関係：仮墳開戦と英墳同盟(1793年)

i) 対土戦争の展開とドナウ河流域支配の拡大

フランス革命前夜におけるオーストリア外交政策の課題は対土戦争の展開＝ドナウ沿線の領土拡張にあった。ハプスブルク家は在外領土としてベルギー・トスカーナ大公国を領有するが、オーストリア本国は内陸国家として海洋との接続を限られ、南西方面では海港都市トリエステ Trieste・フィウメ Fiume (リエカ Rijeka) がアドリア海貿易の重要な拠点であったほか（地図1）、南東方面では首都ウィーンを流れるドナウ河がハンガリー・オスマン領土を経由して黒海方面へと接続している。こうした状況において18世紀の歴代君主は基本的にバルカン方面への領土拡大を図り、¹⁰ カール六世(1711-40年)は1711-18年の対土戦争、1718年のパッサロヴィツ条約によってバナート Banat・オルテニア Oltenia を併合した。同帝は1736-39年の対土戦争によってオルテニアを返還したが、続くマリア・テレジア(1740-80年)は対普戦争によってシュレジエンを喪失したため、領土進出の方向はドナウ河方面に求めざるを得ず、また外相カウニッツ Kaunitz (1753-92

地図1 オーストリア支配領域(戦前)



年）はプロイセンに対抗するべく仏仏同盟を構築するが、これはオーストリアを挾撃する伝統的な仏土同盟の解体を意味した。かくしてバルカン進出が加速し、ヨーゼフ二世（1765－90年）は1775年にブコヴィナ Bukowina を獲得、さらに露帝エカチーナ二世（1763－96年）のオスマン分割構想=「ギリシア計画」に賛同して1787－92年の対土戦争に合流する。^⑨ その目的はワラキア支配の回復にあつたが、レオポルト二世（1790－92年）は1789年に勃発したフランス革命に対処するため休戦を急ぎ、1791年7月のシストヴァ条約において河畔都市オルソヴァ Orsova を確保するにとどまった。かくしてバルカン支配の拡張はその後の課題として残されたのである。

ii) 対仏戦争の開始とアドリア海支配の拡大

レオポルト二世は対土戦線から撤兵する一方、続く8月のピルニツツ宣言によって干渉戦争を提唱、同年7月の普仏同盟・1792年7月の仏露同盟によって対仏包囲を形成する。だが1792年3月に同帝が急逝、外相カウニツツも引退するなか、普露両国は戦費調達を名目として1793年1月に第二次ポーランド分割を実施したため、若帝フランツ二世（1792－1806年）・新任外相ツグート Thugut（1793－1800年）はイギリスの介入に期待し、駐英大使シュタディオン Johann Philipp von Stadion（1790－93年）を通じて参戦を要請した。^⑩ これに対してピット政権（1783－1801年）・外相グレンヴィル William Grenville（1791－1801年）は、ポーランド分割を断行した普露両国との提携関係を拒否したが、ジロンド政権が壇領ベルギー・ライン左岸を占領し、1792年9月に共和制を樹立・1793年1月に国王処刑を断行するにおよび、1793年2月に対仏宣戦を布告、同年3月25（14）日に英露同盟を、8月30日に英仏同盟を締結する。^⑪

ところがモンターニュ政権の攻勢に対して、まずプロイセンが1795年4月のバーゼル条約によって講和し、このため仏露両国は同年10月の第三次ポーランド分割によって東欧三国の連携を再認したにもかかわらず、続く1796年11月には露帝パーヴェル（1796－1801年）も対仏戦線から撤退する。^⑫ 逆に総裁政府は1796年2月にジェノヴァ・ヴェネツィアを占領して「リグリア共和国」・「チザルピーナ共和国」を建設、同年8月にはスペインと同盟関係を結んだため、イギリスが大陸戦線を維持する上で今や英仏同盟が最後の生命線となった。だがオーストリアはイギリスの大陸・ベルギー利害に十分な関心を払わず、むしろ1797年4月18日のレオーベン休戦条約を経て、同年10月17日にカンボ・フォルミオ条約を締結、フランスに対してベルギー・アルバニア・イオニア諸島の領有を承認、秘密条項でライン左岸の支配を默認する一方、オーストリア自身もヴェネツィア（アディージェ河 Adige 以東）・イストリア・ダルマツィアを獲得する（地図2①）。^⑬

② 英仏通商規制とオーストリア禁輸制度

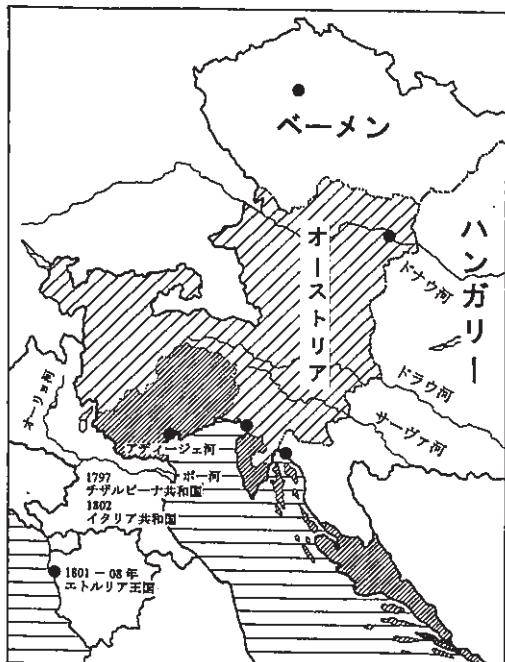
i) 英仏通商規制の展開

フランスの憲法制定議会は、国内的にはギルド制度を廃止して営業の自由を実現した反面、对外的には1791年の一般関税法によって高率保護関税を採用し、国内産業をイギリス工業製品から保護した。これに対して第一共和制はむしろ1793年2月の対英開戦に対応する外交戦略として通商規制を強化し、1793年3月の輸入禁止令・10月のイギリス製品追放令によってイギリス製品を駆逐、同年9月の航海条令によってイギリス商船を撹乱、さらに同年5月には中立商船の対英通商も規制している。続く総裁政府は、1795年のバーゼル条約・1796年のイタリア侵攻によってバルト海・地中海方面を制圧し、1796年10月にはイギリス植民地産品の輸入も禁止した。^⑭

これに対してピット政権は1793年4月の海上戦時公法によってフランス商船の拿捕を開始し、続く同年6月・11月の訓令では中立商船のフランス貿易・植民地貿易もその対象とした。^⑮ また

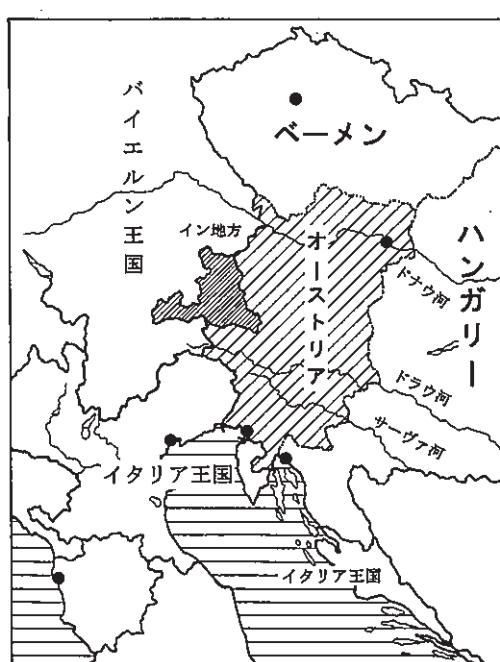
地図2 オーストリア支配領域（戦中）

① 1797年 カンポ・フォルミオ条約

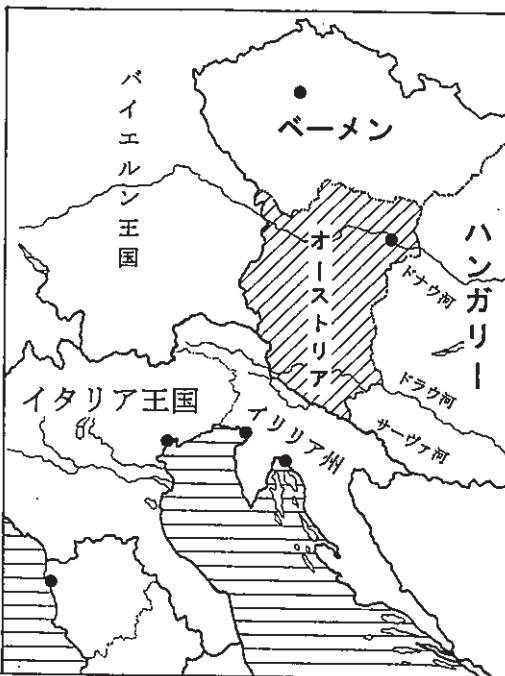


※ 細い斜線部分は獲得領土

② 1805年 プレスブルク条約



③ 1809年 シェーンブルン条約



④ 1815年 ウィーン条約

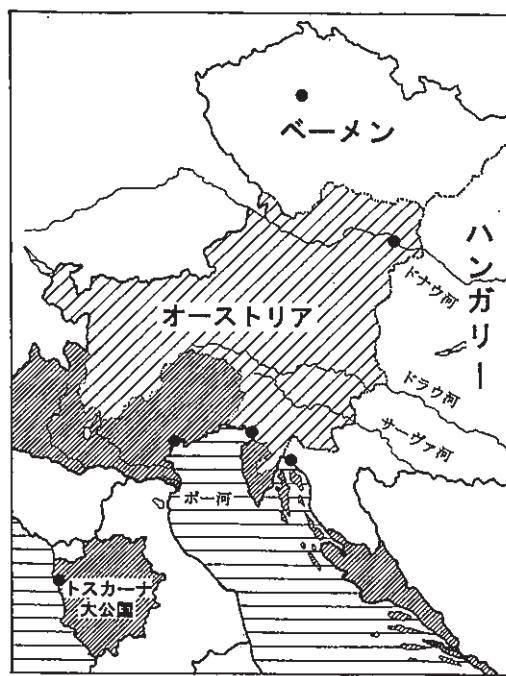


図1 イギリス・レヴァント貿易 1790- 1830年
(公式価格: £ 1,000)

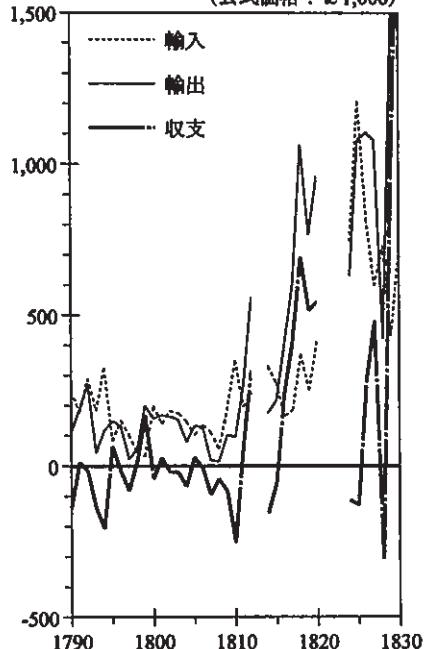
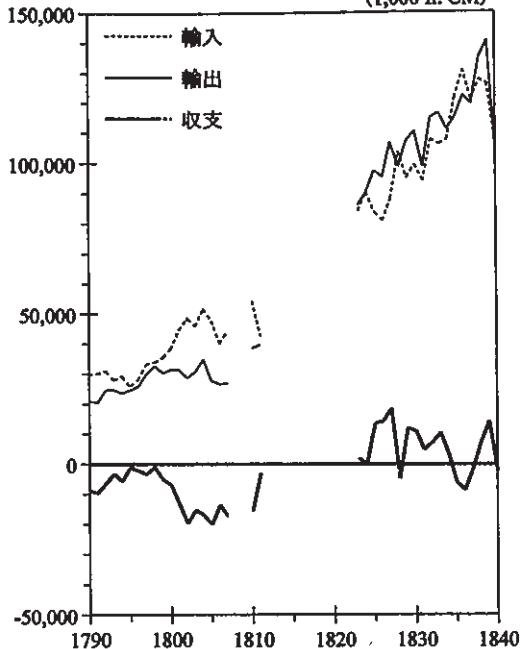


図2 オーストリア外国貿易 1790- 1840年
(1,000 fl. CM)



（典拠）A. C. Wood, *A History of the Levant Company*, Oxford, 1935, pp. 179- 180, 188, 193; M. Kutz, "Eine quantitative Analyse der Aussenhandelsbeziehungen in Europa und Nach Übersee und der Strukturveränderungen des Aussenhandels durch Krieg und Wirtschaftskrieg", W. Fischer/ R. M. McInnis/ J. Schneider (Hg.), *The Emergence of a World Economy 1500- 1914*, Stuttgart, 1986, S. 249.

1 fl CM = 1.05 fl ÖW で算出。

（典拠）G. Otruba, *Der Außenhandel Österreichs unter besonderer Berücksichtigung Niederösterreichs nach der älteren amtlichen Handelsstatistik, 1789- 1839*, Wien, 1950, S. 37- 40; B・R・ミッケル編（中村宏・牧子訳）『ヨーロッパ歴史統計 1750- 1993』東洋書林 2001 年、571- 572 頁。

バルト海経由の海軍向け木材供給が動搖するなか、上記 1793 年 3 月の英露条約は、政治的には対仏同盟を形成したほか、経済的には既に失効した 1766 年の通商条約を回復し、これによって伝統的なバルト海経由の貿易関係を強化するとともに、新たな黒海・地中海経由の英露貿易を志向している。⁽⁹⁾ 並行して東方市場の開拓も模索され、1793 年の東インド会社特許状改正（20 年期限）によってインドでの製品販売・原綿調達を促進する一方、⁽¹⁰⁾ 1794 年 5 月のエジプト通商条約では将来の流通経路として期待される紅海・スエズ地峡の自由通行権を確保した。また 1797 年の航海条令は同盟諸国に対してレヴァント貿易の中継活動を認め、開戦直後に急落したイギリスのレヴァント貿易は 1790 年代後半から回復、世紀転換期には貿易黒字を記録した（図 1）。⁽¹¹⁾

ii) アドリア海・ドナウ河貿易とオーストリア禁輸制度

こうしたイギリス海外貿易の地中海・黒海市場への旋回は、オーストリアにとっても重要な意味をもってくる。18 世紀の歴代君主は領土拡張と並行して外国貿易の振興を進め、カール六世は 1717 年に外国商船のアドリア海自由航行を承認し、1719 年にトリエステを、1723 年にフィウメを自由港に指定する一方、1718 年 7 月のパッサロヴィツ条約（21 日）に続く墺土通商条約（27 日）ではドナウ河自由航行権、及び 3 % 関税納入を条件とするモルダヴィア・ワラキア自由通商権を確保し

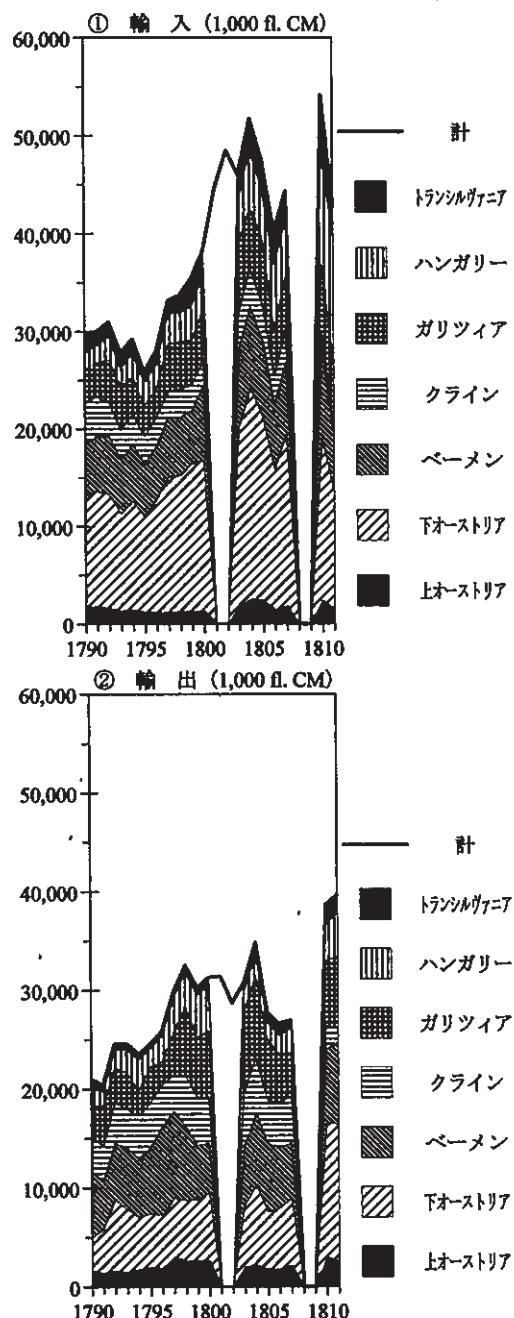
ている。⁽¹²⁾ マリア・テレジアも 1769 年の特許状によってトリエステの貿易特権を更新・強化し、1775 年には「東インド商事会社」Österreichisch- ostindische Handelskompagnie を設立して東方貿易を推進する一方、ドナウ河方面では 1759 年に「レヴァント・テメスヴァル商事会社」Levante- und Temesvarer Handelskompagnie を組織、1777 年には「フリース・オリエント商事会社」Orientalische Friesische Handlungs- Compagnie に通商特権を認め、ギリシア商人と提携したレヴァント産品輸入を促進した。⁽¹³⁾ さらにヨーゼフ二世は 1784 年の墳土通商条約によって黒海・両海峡通行権を獲得しており、⁽¹⁴⁾ こうしたアドリア海・ドナウ河貿易の成長は、当該方面の市場開拓を図るイギリス海外貿易と合流する位置にあったのである。

その反面、オーストリアの関税制度は必ずしも外国貿易の成長に照応したものではなかった。マリア・テレジアは領邦分立体制のもとで乱立してきた関税領域の統一を進め、七年戦争後の 1760 年代にはオーストリア・ベーメン関税統合を実現し、国内流通こそ促進したが、財務・通商政策を管轄する「財務庁」Hofkammer は、関税政策の目的を税収確保から産業育成に切り替え、1775 年の関税改革によって高率関税を導入している。またレヴァント各地（イスタンブール・アレクサンドリア・スマルナ）の領事は、一般に商業・司法知識を欠く非専門家をもって任命されたのみならず、その職位獲得に要した経費を回収するため、領事料金の名目で自国商船から積荷価格の 2 % を徴収するなど、海運活動をむしろ阻害していた。⁽¹⁵⁾ 続くヨーゼフ二世は 1784 年にガリツィアを統一関税に編入する一方、オーストリア・ハンガリー境界関税線 Zwischenzolllinie は維持したものの、ウィーン関税当局がハンガリー地方税關 30 支所を管轄したため、実質的にハプスブルク帝国を包摵する一元的な関税領域が成立した。だが 1784 年の関税改革では、許可品目以外の輸入を制限する事実上の「禁止制度」Verbotsystem を導入、帝国全域に適用し、続く対土戦争に伴う 1788 年の関税改革において保護体制が完成する。⁽¹⁶⁾ 続くレオポルト二世は、既にトスカーナ大公（1765 – 90 年）として海港都市リヴォルノ Livorno の貿易振興を図るなど、もともと外国貿易への関心が高く、1791 年 8 月の勅令では禁輸制度の緩和と自由貿易の推進を提唱している。⁽¹⁷⁾ だが同帝の急逝と対仏戦争の勃発に伴い、フランツ二世は軍需物資（錫・銅）の輸入こそ解禁・奨励した反面、戦費調達・関税増収の観点から通商規制の強化を志向し、1792 年 6 月の通商改革によって禁止制度（1788 年関税水準）を復活、1793 年 4 月にはオーストリア・ハンガリー境界関税も回復し、先に成立したドナウ河で連結する単一の国内市場は再び二つの関税領域へと分断されたのである。⁽¹⁸⁾

とはいえ 1797 年のカンポ・フォルミオ条約を見る場合、オーストリアは対英貿易の窓口であったベルギーこそ失ったものの、ヴェネツィア・イストリア・ダルマツィアを獲得し、結果的にはアドリア海支配を拡充することになった。この限りでオーストリアの対仏戦争は、これまで 18 世紀の歴代君主が展開してきた貿易振興政策の延長線上にあったと言えよう。

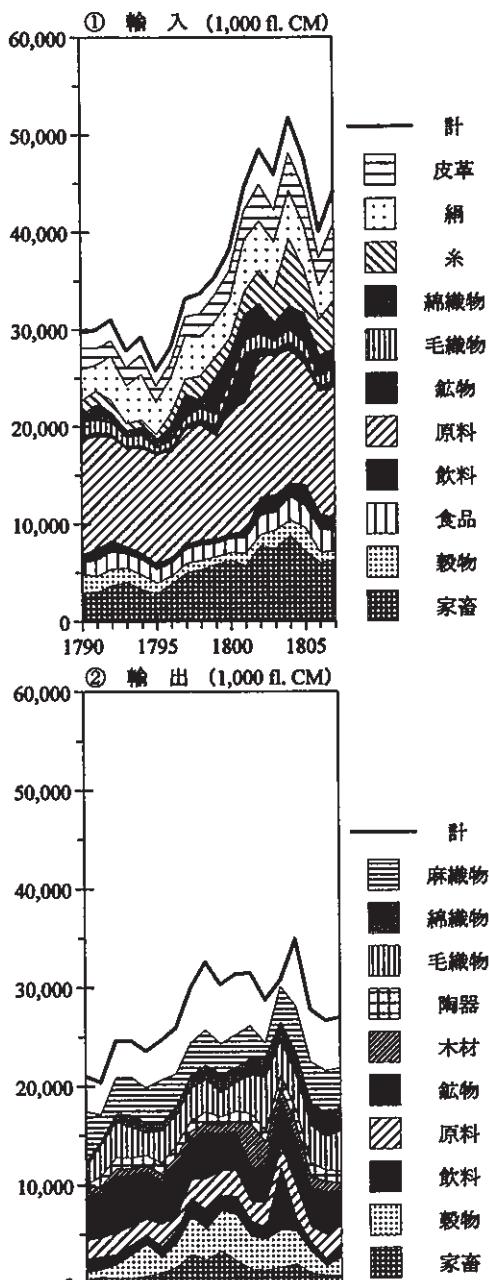
現にオーストリア輸出貿易は戦時を通じて概ね上昇傾向にあり、輸入貿易も 1795 年より上昇、収支赤字が減少している（図 2）。なお相手市場の編成に関しては、関税統計の制約から取引商品の最終的な仕向け先・仕入れ元の把握は困難となっている。だが税関記録から国内における輸入商品の受入市場、輸出商品の出荷拠点を見れば（図 3）、輸入・輸出とも下部オーストリアが高い比重を占めるほか、輸入貿易ではハンガリー・トランシルヴァニアの成長が、輸出貿易ではトリエステの後背地クライン・シュタイエルマルクの漸増が注目され、それぞれドナウ河経由の対トルコ貿易、アドリア海経由の対ヨーロッパ貿易の存在を推定させる。取引品目としては、輸入では原料・食料が大半を占め、品目編成に大きな変化は無いが、輸出では工業製品（毛織物・麻織物）の比重が減少、食糧（穀物・家畜）＝兵糧が急増した（図 4）。

図3 オーストリア外国貿易：拠点内訳
1790－1811年



典拠) G. Otruba, *a. a. O.*, S. 37-39.
 ベーメンはマーレン・シュレジエンを含む。
 クラインはシュタイエルマルク・ケルンテンを含む。

図4 オーストリア外国貿易：品目内訳
1790－1807年



典拠) G. Otruba, *a. a. O.*, S. 43-45.

③ 英墳同盟と公債保証

イギリスは大陸諸国との一連の対仏同盟において盟邦の陸軍派遣を要求する一方、自らは必要経費の供与を約束したが、⁽¹⁹⁾ こうした資金・兵力の分担原則は英墳関係にも適用される。

i) 1795年公債保証

オーストリア国家財政は対土戦争に続く対仏戦争の開始によって急速に膨張し（図5）、1793年には1,000万グルденの赤字を記録、1794年の対仏派兵は困難な状況にあった。⁽²⁰⁾ このため外相ツグートはベルギー余剰収入を抵当財源とする額面300万ポンドの外債発行を計画し、1794年2月に全権大使シュターヘンベルク Ludwig von Starhemberg・ベルギー財務総監デザンドルイン Desandrouin をイギリスに派遣、同年5月18日にフランス出身のロンドン金融業者「ボイド・ベンフィールド商会」Boyd, Benfield & Co.との引受け契約に成功した。⁽²¹⁾ ところがベルギー駐留部隊は同日のトルコワーン会戦に敗れ、同年7

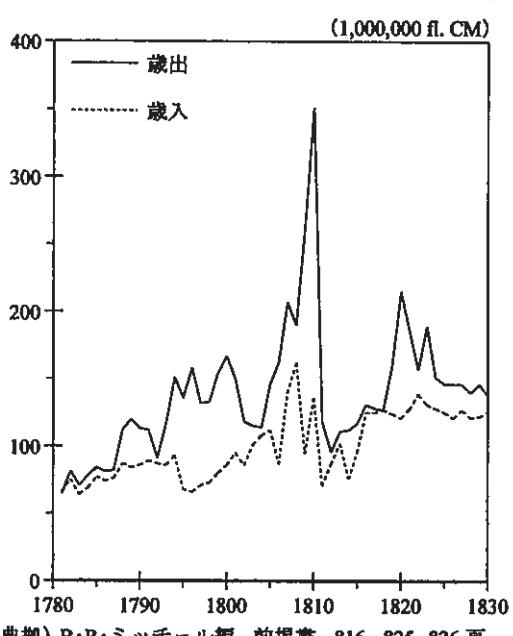
月にベルギーより撤退したため、当地の財源収入を担保とする公債発行は不可能となる。⁽²²⁾

このためツグートは、経済大国イギリス・陸軍国家オーストリアの資金・兵力分担を提唱し、1794年9月にイギリス政府の支払保証を条件とする公債発行を打診した。これに対して外相グレンヴィルはひとまず実兄の庶民院議員グレンヴィル Thomas Grenville・王璽尚書スペンサー George John Spencer を、続く11月には後任使節イーデン Morton Eden を、順次ウィーンに派遣して保証条件・派兵方針の協議を進め、最終的にイギリスによるオーストリア公債300万ポンドへの支払保証、オーストリアによる兵力20万の供給、以上を確認した。⁽²³⁾ 続く1795年2月、庶民院において野党ウイッグの首領フォックス Charles James Fox はオーストリアの兵力・財務状況に疑問を示す一方、政府の対墳交渉を支持する議員も、当該公債に対するシティ金融業者の慎重な態度に懸念を表明した。⁽²⁴⁾ だが1795年4月のバーゼル条約によってプロイセンが戦線を離脱した結果、英墳関係の強化は必至となり、1795年5月4日に借款協定が成立、同年6月22日には議会も承認した。最終的に発行総額は460万ポンド、利子率は7.5%とされ、オーストリア政府の債務不履行時にはイギリス政府がその元利支払を代行することになった。⁽²⁵⁾

ii) 1797年公債保証

墳軍は1795年9月にライン左岸を確保したが、仏軍は同年10月にベルギーを併合したため、ツグートは早くもイギリスに追加援助を要請するに至った。これに対してイギリス議会ではフォックスがオーストリア政府の信用能力を危惧する一方、イングランド銀行も兌換準備の流出に直面するなか、追加融資の拒否を表明している。⁽²⁶⁾ その後フランスが1796年2月にイタリア北部を制圧、同年8月に仏西同盟を組織する一方、同年11月にロシアが対仏戦争から撤退した結果、ピット政権にとって英墳同盟は最後の砦となつた。しかしイングランド銀行は1797年2月26日に正貨支払を停止、これを受けて庶民院も翌27日にオーストリア公債に対する政府保証を拒否した。⁽²⁷⁾ とこ

図5 オーストリア国家財政 1780—1830年



典拠) B·R·ミッセル編、前掲書、816、825-826頁。

ろが同年4月に仏軍がオーストリア領内に侵攻するに及び、ピット政権にとってオーストリア政府の救済は急務となり、同年5月16日の借款協定によって162万ポンドの供与を確認、24日にはイギリス議会も承認している。なお発行条件は1795年公債の場合と同一とされた。⁽²⁴⁾

だが仏露両国は借款協定に先立つ同年4月のレオーベン休戦条約によって既に停戦し、続く同年10月のカンポ・フォルミオ条約によって正式に講和する。このためイギリスの対仏援助は急速差し止められるが、イギリスが巨額のオーストリア不良債権を抱える可能性は高まり、ピット政権は野党の激しい批判にさらされることになった。⁽²⁵⁾ 対するオーストリアはイギリスの資金負担によって対仏戦争を遂行、その講和によってアドリア海支配の拡大に成功したと言えよう。

(2) フランス統領政府と第二回対仏同盟（1798—1802年）

① 外交関係：英露対立と英仏同盟（1800年）

フランス総裁政府は1798年4月にエジプト遠征に着手、6月にマルタ島を占領する。これに対してフランスの南伊支配を警戒するオーストリア・ナポリが1798年5月に同盟関係を結ぶ一方、エジプトの宗主国であるオスマン帝国、マルタ騎士団の後見人である露帝パーヴェル、マルタ島をレヴァント貿易の中継拠点として重視するイギリス、以上は1798年12月—99年1月に三国同盟を組織、さらにフランスの南伊侵攻が進む1799年1月、両者が連携して対仏同盟が復活する。⁽²⁶⁾

だがロシアは、イタリア軍事作戦によってフランス勢力を駆逐した反面、盟邦から将来的な脅威として警戒されたため、1800年3月に対仏同盟から離脱する一方、対するフランスは1799年11月に統領政府を樹立して攻勢に努め、仏露同盟を志向するに至った。⁽²⁷⁾ このためピット政権にとってオーストリアとの提携強化は緊急課題となり、1800年6月20日に英仏同盟を編成、相互の資金・兵力供給と単独講和の禁止を確認する。⁽²⁸⁾ だがオーストリアは既にその直前6月14日のマレンゴ会戦で敗れ、続く同年12月25日にはシュタイエル休戦条約を締結するに至った。しかも外相ツグートは講和条件として墳領ヴェネツィア国境をアディージェ河からポー河・オーリヨ河 Oggio へと西方に移動することさえ要求しているが、最終的に1801年2月9日のリュネヴィル条約は先のカンポ・フォルミオ条約を再認し、フランスはイタリア・ライン左岸支配を維持する一方、オーストリアはアドリア海支配を温存している。⁽²⁹⁾ だがフランスは同年3月に墳領トスカーナ大公国を解体して「エトルリア王国」を建設、続く1802年1月にはチザルピーナ共和国を「イタリア共和国」（1805年3月より「イタリア王国」）に改組してイタリア支配を拡充する一方、露帝アレクサンドル一世（1801—25年）は1801年9月に仏露和親条約を締結したため、⁽³⁰⁾ 孤立したイギリス・アディントン内閣（1801—04年）も1802年3月のアミアン条約によって講和する。

② フランス沿岸制度とイギリス・レヴァント貿易

総裁政府は1798年1月のニヴォーズ法によってイギリス海外貿易に関与する中立商船を拿捕する一方、⁽³¹⁾ 同年7月のエジプト遠征によってイギリス東洋貿易を遮断したが、この試みは中継貿易に従事する北欧諸国・合衆国、あるいはエジプトを統括するオスマン政府の抵抗によって挫折する。このため続く統領政府は、バルト海世界においては1800年12月の武装中立同盟を後盾として必要物資を調達し、逆にデンマーク・ベルギーと提携してイギリス向け木材・穀物輸出を妨害する一方、⁽³²⁾ 地中海世界では一連の通商条約（1800年3月ナポリ・1801年3月スペイン・9月ポルトガル）によって輸出販路の確保、イギリス商船の入港規制を図り、かくして北海・バルト海から地中海に達する「沿岸制度」Coast System を構築した。⁽³³⁾

対するピット政権も軍艦・兵糧に転用可能な船舶用品（木材・大麻・亞麻）・穀物を禁輸品目に指定し、中立船舶への臨検条件も強化したが、1800年12月の武装中立同盟によってバルト海の封鎖は挫折する。⁽³⁸⁾ このためピット政権はレヴァント市場の開拓を急ぎ、1799年1月の英土条約では、政治的な英土同盟の形成と並んで、経済的にはレヴァント会社の通商特権として両海峡・黒海・ドナウ河の自由航行を実現、逆にフランス商人の通商禁止を確認している。また1800年9月のマルタ島占領は、1782年にミノルカ島を喪失して以来ジブラルタル以東に補給基地を保有してこなかったイギリスにとって、海軍基地としてのみならず、レヴァント貿易の中継拠点として重要な役割を果たした。⁽³⁹⁾ 続くアディントン内閣は1801年4月にデンマークの武装中立主義を解除し、また露帝交代・国交回復を契機として同年6月に英露航海条約を締結、バルト海貿易の危機は終息する。⁽⁴⁰⁾ イギリスのレヴァント貿易は漸減傾向にあるものの（図1）、バルト海貿易の縮小を代替する補完市場として、イギリス海外貿易における意義は高まっていたと言えよう。

他方オーストリアは1801年のリュネヴィル条約によってアドリア海支配を維持したが、貿易動向を見ると（図2）、輸入は上昇を維持した反面、輸出は停滞に転じ、貿易赤字が拡大している。また貿易拠点の編成は従来通りであるものの、クライン経由の輸入が縮小しているが（図3）、これはナポリ王国が1800年3月にフランス通商体系に接続したほか、イタリア西岸のリヴォルノが1801年3月にフランス衛星国家「エトルリア王国」へと帰属し、トリエステ海外貿易が大きな制約を受けたためと推定される。このためオーストリア貿易活動の動脈としてはドナウ河が重要となってくるが、対するイギリスも今やマルタ島・両海峡・黒海・ドナウ河を連結する海運経路を確保するなか、両国は相互に将来の通商相手として重要な存在となった。⁽⁴¹⁾ 品目編成では輸入における家畜・綿製品・鉱物（軍需物資）の上昇、輸出における木材（船舶用品）の成長が顕著であり（図4）、オーストリア市場が製品販路・船材供給地帯として機能したことがうかがわれる。

③ 第二回対仏同盟と1800年借款

1798－99年の対仏同盟をめぐる英墺交渉で障害となったのは1797年の公債協定である。一方のイギリス外相グレンヴィルはオーストリアの単独講和を条約違反とみなし、公債契約を破棄したのに対して、他方の駐英大使シャーテー・ヘンベルクはイギリスへの軍事支援の条件として、迅速な契約履行を求めたのである。露帝パーヴェルはフランスに対処する上で英墺両国の提携を不可欠と考え、英墺両国の駐露大使ウィトワース Charles Whitworth・コベンツル Johann Ludwig von Cobenzl を召喚して公債問題の調整を図ったが、交渉は難航した。⁽⁴²⁾

だが1799年1月のナポリ陥落を契機として外相ツグートが資金調達を急いだため、ピット政権も同年8月に駐墺大使ミント Minto (1799－1801年) を派遣して交渉に臨んだ。1800年2月13日の庶民院・国王演説では、50万ポンドの資金援助を条件とする英墺同盟の交渉が進行中である旨が開示されている。⁽⁴³⁾ その後、対仏同盟が動搖して仏露両国が接近したため、上記1800年6月20日の英墺同盟では、オーストリアの兵力提供（20万）とイギリスの借款供与（200万ポンド）が確認されるに至った。貸付金額が当初予定より増大したこと、資金援助の形態が、間接的な公債発行の支払保証から、イギリス政府自身の直接的な資金貸付へと転換したことが注目されよう。

貸付は三回に分割して実施され、まず第一回分 66万 6,666 ポンド、これとは別途に当座必要な弾薬費用 15万ポンドが供給された。だがこうした資金援助にもかかわらず墺軍は劣勢に立ち、外相ツグートは同年12月に休戦、続く1801年2月のリュネヴィル条約によって対仏戦線から撤退したため、イギリスの資金供与はまたもや無駄に終わったのである。⁽⁴⁴⁾

(3) フランス第一帝制と第三回対仏同盟（1803—05年）

① 外交関係：仏露同盟と英露同盟（1809年）

1803年5月に英仏戦争が再発し、ロシア外相補佐チャルトリスキー Adam Jerzy Czartoryski (1802—05年) がフランスのイオニア進出を警戒する一方、オーストリア外相コベンツル (1801—05年) は1804年5月の帝制樹立を懸念し、駐露大使シュタディオン (1803—05年) を通じて同年5—10月に普露露の三国同盟を形成する。⁽⁴⁴⁾ 他方、第二次ピット政権 (1804—06年)・外相ハロビー Harrowby も1805年3—9月に英露土の三国同盟を締成し、第三回対仏同盟がした。⁽⁴⁵⁾ だがフランスは、同年10月のトラファルガー海戦に敗れたものの、同年10月のウルム会戦・12月のアウステルリッツ三帝会戦に勝利し、1805年12月26日にプレスブルク条約を締結する。当該条約は先行する二大講和 (1797年・1802年) とは対照的に、オーストリアの大幅な領土削減を含んだ（地図2②）。すなわちオーストリアは、まず中世以来のイタリア宗主権をフランス帝国に譲渡し、「イタリア王国」(1805年3月成立) を承認するとともに、先行条約で獲得・温存したヴェネツィア・イストリア・ダルマツィアを同国に割譲、またフォアアールベルク Vorarlberg・ティロール Tirol・イン地方 Innviertel をフランスの盟邦バイエルンに割譲、代償としてオーストリアはザルツブルク大司教領を併合したが、他に賠償金4,000万フランの支払義務を負った。⁽⁴⁶⁾ 続く1806年7月、フランスは「ライン同盟」Rheinbund を組織して神聖ローマ帝国は消滅、皇帝フランツ二世はオーストリア皇帝フランツ一世 (1804—35年) と改称する。続く同年10月のイエナ・アウエルシュタット会戦においてプロイセンも敗退し、フランスの大陸制覇が確定した。

対仏戦争が終息するなか、対仏同盟に帰属する露土両国の間で1806年11月に露土戦争 (1806—12年) が勃発する一方、仏西同盟も1808年7月のスペイン独立戦争（半島戦争）によって動搖したため、仏露両国は1807年6月のティルジット条約・1808年10月のエルフルト条約によって仏露同盟を形成、ヨーロッパの東西分割（フランスのドイツ・イベリア支配、ロシアのルーマニア・フィンランド支配）を確認した。⁽⁴⁷⁾ 対するイギリスでは1806年1月に首相ピットが死没、続くグレンヴィル内閣 (1806—07年) の外相フォックスも同年9月に逝去するなか、ポートランド内閣・外相キャニング George Canning (1807—09年) は1807年6月にスウェーデンとの軍事同盟を更新して仏露接近を牽制する一方、1808年8月よりポルトガルと連携して半島戦争に介入し、また1809年1月に英土同盟を組織して対露戦争を援助することになった。⁽⁴⁸⁾

しかし1809年4月にスウェーデンが対露戦線から離脱し、敗戦直後のプロイセンも中立を保つたため、イギリスとしては再び英露同盟に期待せざるを得ず、外相キャニングは対露使節ペンブルック Pembroke を派遣して同盟再建を打診する。他方、オーストリア外相シュタディオン (1805—09年) も神聖帝国の復活・ルーマニア利害の保全を志向し、1809年4月24日に英露密約が成立、対仏開戦・相互援助を確認した。⁽⁴⁹⁾ だが露軍は同年7月のヴァグラム会戦で敗れ、同年10月14日のシェーンブルン条約によって、ザルツブルク (1805年併合) をライン同盟に、西部ガリツィア (1795年併合) をワルシャワ大公国に、東部ガリツィア (1772年併合) の一部をロシアに、ベーメンの一部をザクセンに割譲したほか、ハプスブルク家固有の領土であるサーヴァ河 Sava右岸（トリエステ・フィウメ両港を含む）をイタリア王国に割譲し（地図2③）、さらに追加条項では賠償金8,500万フランの支払、保有兵力15万への制限を甘受した。⁽⁵⁰⁾ 並行してフランスは1807年10月にエトルリア王国を、1809年5月に教皇国家を併合してイタリア支配を拡張する一方、1810年4月にはボナバルト・ハブスブルク両家の政略結婚を実現し、その大陸霸権は頂点に達する。

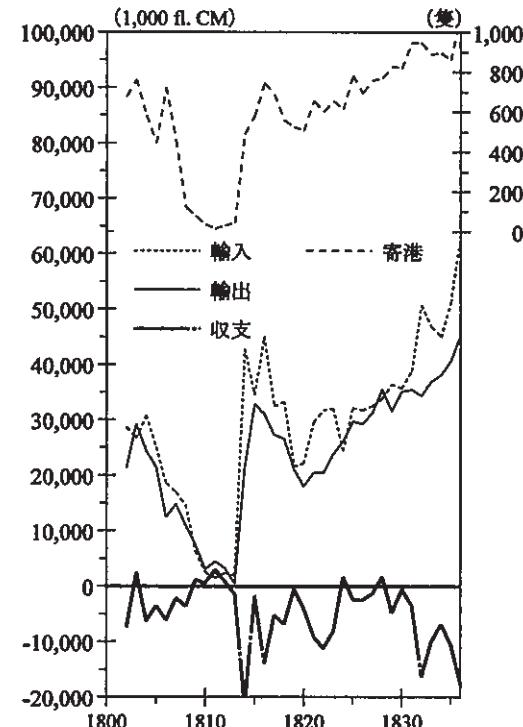
② フランス大陸制度とオーストリア経済

i) フランス大陸制度とトリエステ密輸貿易

フランスは1805年10月のトラファルガー海戦によって制海権を失ったため、以後は水際での通商攪乱に頼らざるを得ず、⁽⁵²⁾ 1806年11月の「ベルリン勅令」によって大陸諸国のイギリス通商を禁止、1807年11—12月の「ミラノ勅令」では中立商船のイギリス通商を規制し、「大陸封鎖」blocus continentalを構築する。⁽⁵³⁾ これに対してイギリスは海上封鎖を強化し、⁽⁵⁴⁾ 1807年1月・11月の「枢密院令」Order in Councilではフランスの植民地貿易を攪乱、⁽⁵⁵⁾ またフランスの臨検措置を回避するためイギリス商船の船籍偽装・密輸活動を認める一方、バルト海諸国にはイギリス海軍の臨検を免除する「特許状貿易」License Tradeを開始した。⁽⁵⁶⁾ 続く1808年の半島戦争に伴い、イギリスはブラジル・西領南米向け輸出を拡大する一方、1809年の殖民地特恵関税によってカナダ木材の輸入を進めている。⁽⁵⁷⁾ レヴァント方面に関しては上記1809年1月の英土条約によって、政治的には1799年の英土同盟を復活する一方、経済的には1802年の通商特權（従価3%関税・領内自由通商）を回復した。⁽⁵⁸⁾ また1811年7月以降、外国商船への特許状交付の条件として、イギリス製品の輸出を義務付けている。かくしてイギリスのレヴァント貿易は1810年以後急速に伸張し、イギリス海外貿易にとって貴重な黒字源泉となっている（図1）。対するフランスも1809年4月に同様な「特許状制度」régime de licencesを導入し、1810年7月の「サン・クルー勅令」によってフランス商船の偽装行為を公認、同年10月の「フォンテヌブロー勅令」では密輸取締を強化したため、密輸競争は激化する。⁽⁵⁹⁾ フランス大陸制度に対抗してイギリス・レヴァント貿易が拡大するなか、その一環としてトリエステ・フィウメ経由のアドリア海貿易も成長している。なかでもイギリス海軍本部Navy Boardはバルト海貿易を代替する新たな木材市場の探索を急ぎ、1804年には大麻取引業者レアードJohn Leardを黒海・東地中海に派遣している。その結果ハンガリーの対土「軍事国境地帯」Militärgrenze（クロアチア・スラヴォニア）に広がる山岳・森林地帯が良質・豊富なオーク材の供給地帯であることが判明したため、ピット政権・海軍卿ダンダースHenry Dundasはフィウメ商人アダミッチAndrija Ljudevit Adamićと木材供給の契約を締結した。続くイギリス海軍の増強と1805年のトラファルガー海戦勝利は、少なからずアドリア海経由のハンガリー木材供給に負っているのである。⁽⁶⁰⁾

だがオーストリアは1805年12月のプレスブルク条約によってイストリア・ダルマツィアを割譲した結果、アドリア海の支配領域は戦

図6 トリエステ海外貿易 1800—30年



1 fl. CM = 2 シリング (10 fl. CM = £ 1) で算出。

典拠) J. Bowring, "Report on the Statistics of Tuscany, Lucca, the Pontifical, and the Lombardo-Venetian States; with a Special Reference to their Commercial Relations", Parliamentary Papers, 1839, Vol. XVI-421 (165), p. 117.

前水準に後退した。のみならず、続く 1806 年 11 月のベルリン勅令を受けて、オーストリアは 1807 年から大陸制度に加盟し、以後イギリスとの通商活動を禁止された。しかもオーストリアでは 1802 年より財務庁「通商本部」Kommerz-Hofdeputation が関税政策を担当したが、対仏戦費を調達する必要から 1803 年以後一連の関税引上を進め、1807 年の関税制度では 1788 年以来の高率関税を確立、対外貿易を大幅に阻害することになった。⁽⁶¹⁾

その反面オーストリアは、西欧・東方世界の接点に位置するその地理的条件から、フランス大陸制度を回避する各国商船の密輸拠点として機能したことも指摘されている。その第一は首都ウィーンを貫通するドナウ河と南ドイツのライン河とを結ぶルートであり、第二はアドリア海の港湾都市トリエステを経由して西欧・レヴァントを連結するルートであった。なかでも同港は、ザクセンの内陸都市ライプツィヒがフランスの統制下に置かれるなか、今や同市に代わるヨーロッパ商業の中継基地として成長し、「南欧のライプツィヒ」Leipzig of South Europe と称されたのである。⁽⁶²⁾ 現にトリエステの取引総額・寄港隻数は 1805 年から急落したもの、1810 年代前半に劇的に上昇しており、なかでも輸入取引については未曾有の規模に達している（図 6）。

ii) フランス大陸制度とオーストリア国内産業

このためフランス第一帝制は 1809 年 7 月 18 日のシェーンブルン勅令によって、蘭獨国境のレス Rees (ライン河畔) = ブレーメン (ヴェーゼル河畔) 間を封鎖する一方、続く同年 10 月のシェーンブルン条約によって、歴史的にオーストリアに固有な領土トリエステ・フィウメを、フランスの衛星国家「イタリア王国」へと併合し、両港を大陸制度の管理下に置いた。かくしてオーストリアは、重要な海港都市を含めてアドリア海の支配領域・貿易拠点を喪失する一方、当該条約では賠償支払も課されたため、深刻な財政危機に直面する。以後オーストリアでは、1806 年から財務庁「関税委員会」Tarif-Hofkommission が関税政策を管轄し、財源創出の手段として一連の関税引上を進めたが、最終的に 30 % の関税付加税を導入し、英墺貿易の断絶は明らかとなる。⁽⁶³⁾

だがオーストリアはもともと 18 世紀から禁止制度を採用・強化しており、対英通商の断絶によって必ずしも大きな影響を受けた訳ではない。むしろイギリス商品との競争関係が解消した結果、一定の成長を記録した産業部門も存在する。すなわちイギリス綿製品が流入を停止した結果、ベーメンでは綿業部門の機械導入が進む一方、イギリス植民地产品=西インド粗糖の流入が減速して以来、ベーメン・ハンガリーでは代替産業として甜菜栽培・精糖工業が成長し、以後有力な産業部門として成長することになる。また優遇税率を享受するフランス製品は、長らくコルベール主義のもとで保護されてきた弊害として、オーストリア産業との十分な競争能力はなかったとされる。⁽⁶⁴⁾ 現にオーストリア外国貿易の趨勢として、1810 年前後において輸入が下落したものの、輸出はむしろ微増し、貿易収支は急速に回復している（図 2）。また輸入経路としてはアドリア海と連結するクライン・シュタイエルマルクが急減した反面、ドナウ沿線のトランシルヴァニア・ハンガリーが拡大したほか、輸出拠点として下部オーストリアが圧倒的な比重を占めるに至った（図 3）。

とはいえた大陸制度に一定の攪乱作用が存在したことも確かである。まずイギリス経由の原綿輸入が停止した結果、原綿の供給不足・価格高騰が進み、ベーメン綿工業にとって大きな打撃となった。またフランス製品への優遇税率を強制された結果、その国内流入も皆無ではなく、むしろオーストリアの主要販路であったイタリア市場にフランス製品が進出したため、オーストリア産業の生産・輸出活動は大幅に阻害されたのである。また長期的に見た場合、フランス大陸制度にせよ、オーストリア禁止制度にせよ、高度な保護政策のもとにおける産業成長は、外国製品との品質・価格競争に対抗する経営努力を抑制した結果、市場原理・自由競争に基づく本来的な産業資本を創出した訳

ではなく、むしろ絶対主義権力と癒着した前期的な特權企業を拡大したにすぎなかった。⁽⁶⁵⁾

③ 第三回対仏同盟と1806年・09年の援助金

i) 英墺同盟の交渉と1806年の援助金

1803年5月の英仏開戦に伴い、アディントン内閣は同年7月から英墺同盟を交渉したが、国家財政の疲弊したオーストリアに派兵を求めるには、相応なイギリスの資金援助が必要であった。だが既に未払債務が累積したオーストリアへの資金貸付についてイギリス議会の同意を得ることは難しく、イギリス海軍向け木材輸出をもって返済資金に充当する、現物弁済の方法が検討されたが、⁽⁶⁶⁾そもそも英仏両国の海上封鎖・臨検措置が強化されるなか、軍需物資の木材取引は困難な状況にあった。このため第二次ピット政権は、1805年2月18日の庶民院・予算演説において同盟諸国への援助資金として500万ポンドを計上し、その配分割合としてオーストリア250万ポンド・プロイセン100万ポンド・ロシア100万ポンドの原則を提案した。⁽⁶⁷⁾今や資金供給の形態は、元利支払を前提とする借款供与から、兵力提供を条件とする資金補助という18世紀以来の伝統的な方式へと後退したのである。有償貸付が定着するにはなお時期尚早であったと言うべきであろう。これに対してオーストリア外相コベンツル・財務局副長官ペルガン Joseph Perganは、補助金額の引上と既存債務の帳消を要求したため、交渉は難航する。最終的にウルム会戦が迫る同年10月、両国は既存債務を温存する反面、補助金額を266万6,000ポンドへと増額することで妥協し、このうち当面166万6,000ポンドが送金されることになった。ところが続く同年12月のプレスブルク条約によって仏墺両国は講和したため、イギリスは直ちに残額の送金を停止するが、結果的にオーストリアへの資金供給はみすみす敵国フランスへの賠償支払に転用されたのである。⁽⁶⁸⁾

続く1806年、普露両国が対仏戦線から後退した結果、グレンヴィル挙国内閣は再度オーストリアの参戦に期待するほかなく、駐墺大使アダール Robert Adair (1806-07年)を派遣して交渉を進める。だがオーストリア外相シュタディオンは、戦費拠出・賠償支払に伴う財政逼迫を訴え、上記1805年の補助金のうち、対仏休戦を理由に凍結された残額の即時送金を要請している。これに対して外相フォックスは、これまで野党ウィッグの首領として歴代トーリー政権の対墺貸付を批判してきたにもかかわらず、今や「閣内におけるオーストリア利害のチャンピオン」Champion of Austrian Interests in th Cabinetとして、一転して資金供与の必要を唱えた。かくして最終的に同年6月、オーストリアは1805年援助協定の履行請求を放棄する代わりに、イギリスは新たに総額50万ポンドの無償供与を約束したのである。送金は1806年8月26日から各回10万ポンド×5回分割で実施され、これを財源としてオーストリアは対仏参戦を準備することになった。⁽⁶⁹⁾

ii) 1809年の英墺同盟と1809年の援助金

続く1809年4月に英墺同盟が成立した際、外相キャニングはオーストリア政府に対して、①正貨25万ポンド、②イギリス国庫証券30万ポンドの供与を保証している。これに対して同年5月12日の庶民院審議では、野党ウィッグのポンソンビー John Ponsonby・ウイットブレッド Samuel Whitbreadが弱体な墺軍への資金援助を強く批判したが、外相キャニングは続く7月、③銀塊33万7,500ポンド、④イギリス国庫証券30万ポンドの追加供給を実施、援助総額は合計118万7,500万ポンドに達した。だがこの7月の敗戦で休戦協定が成立、同年10月のシェーンブルン条約にて仏墺両国は講和し、イギリスの資金供与はまたもや水泡に帰したのである。⁽⁷⁰⁾しかも1811年、軍事経費の膨張したオーストリア政府は国家破産を宣告して債務支払を停止したため(図5)、その戦列復帰が困難となつたのみならず、イギリスの債権回収ももはや絶望的であった。⁽⁷¹⁾

(4) 第四回対仏同盟とウィーン会議

① 外交関係：英仏同盟（1813年）と終戦協議

イギリス・バーシヴァル内閣（1809－12年）は、歴代政権と同様、仏露同盟に対抗するため英仏同盟を再建せざるを得ず、外相ウェルズリー Richard Colley Wellesley（1809－12年）は1810年から対仏使節キング John Harcourt King を派遣した。これに対してオーストリア外相メッテルニヒ Metternich（1809－48年）は親仏外交に努め、むしろ英仏講和の斡旋を示唆している。

だがこの間、仏露両国は通商対立を深め、1812年4月の断交によって戦争の危機が迫った。ロシアは同年3月に瑞露密約を締結、続く5月のブカレスト条約によって対土戦争を終結し、ベッサラビア（ドニエストル＝ブルート河間）・ドナウ河口キリア水道 Kilia Channel を確保して撤兵する一方、⁷⁷⁾ フランスは同年6月よりモスクワ遠征に着手する。これに対してイギリス・リヴァプール内閣（1812－27年）は対仏使節カスカート William Schaw Cathcart を派遣して同年5月に瑞露同盟に加入する一方、対仏使節キングを通じて英仏同盟を打診したが、外相メッテルニヒはなお対仏講和を提唱した。その後モスクワ遠征は失敗するが、イギリスは米英戦争（1812－14年）に伴い軍隊主力を北米に派遣したため、対仏戦線は大陸諸国に託さざるを得ず、外相カスルレー Castlereagh（1812－22年）は1813年7月のライヒエンバッハ協定で普露両国の兵力提供・イギリスの資金供与を確認、⁷⁸⁾ また駐仏大使アバディーン Aberdeen（1813－14年）を通じて同年8月18日・同年10月3日には英仏同盟も実現した。⁷⁹⁾ 以後、イギリスの資金供給を受ける普露の三国は同年9月に対仏同盟を組織、同年10月のライプツィヒ会戦を経て、1814年4月にパリを攻略する。

1814年9月からウィーン会議が開催されるが、戦後処理・領土調整に関しては英仏両国の外相カスルレー・メッテルニヒが主導する一方、オスマン政府は参加せず、東地中海・バルカン問題は対象から除外された。⁸⁰⁾ 1815年6月9日の最終議定書の結果、イギリスは戦中に占領したマルタ島・イオニア諸島のほか、オランダからケープ植民地・セイロンを獲得して海外植民地を拡大し、18世紀以来の植民地戦争に勝利する。またオーストリアは、ベルギー・ボーランド・南ドイツの所領を放棄する一方、①北イタリア（ロンバルディア・ヴェネツィア）、②アドリア海東岸（イストリア・ダルマツィア）を獲得（地図2④）、③ハプスブルク家領トスカーナ大公国を再建、④教皇国家・ナポリ王国に対して駐留部隊を配置、かくして直接・間接にイタリア支配を拡充するとともに、38邦（1817年以降39邦）から成る「ドイツ連邦」Deutscher Bund の議長国として機能した。⁸¹⁾

なおこの間1815年3月にナポレオンの政権奪回が試みられるが、列国は対仏同盟を再建、また米英戦争を終結したイギリスも兵力を提供し、同年6月のワーテルロー会戦によって終息する。

② ウィーン会議と通商・航海制度

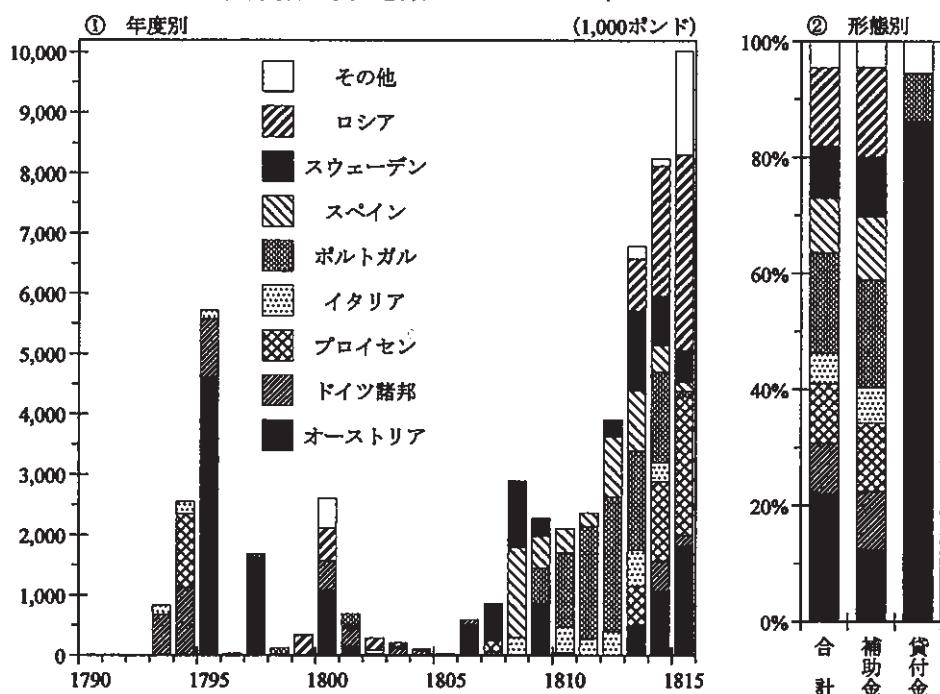
ウィーン会議では通商・航海制度の規定も一部存在する。ウィーン議定書の第108－117条では国際河川の自由航行が確認され、主に北西ヨーロッパに流出するライン・ネッカール・マイン・モーゼル・ミューズ・エスコーの各河川が各国商船に開放された。⁸²⁾ この原則はその後ドイツ連邦諸邦を貫通する河川にも適用され、1821年6月のドレスデン会議では、エルベ河沿線に位置するアンハルト三公国（ベルンブルク・ケーテン・デッサウ）、オーストリア、デンマーク（ホルシュタイン・ローエンブルクの宗主国）、ハンブルク、ハノーファー、メクレンブルク、ブロイセン、以上諸邦によってエルベ河の自由航行が確認された。この結果、加盟諸邦はエルベ河航行船舶に対する通過関税を免除し、河川経由の中継貿易を保証したのである。⁸³⁾ これに対してハプスブルク領内を貫通するドナウ河は、オスマン政府の不参加によってウィーン会議の対象から除外されたため、自由航行の実現には個別にオスマン政府と通商条約を締結する必要があった。⁸⁴⁾

他方、ウィーン会議は政治的にはオーストリアを盟主とするドイツ連邦を組織した反面、経済的には統一的な貿易・関税・海運制度を設定せず、連邦領内の商品流通を極度に阻害していた。形式上、連邦規約・第19条は連邦議会における通商問題の討議を予告していたが、現実には有効な合意を達成せず、かくして有力各邦はそれぞれ域内関税の統一を進めることになる。⁽¹⁰⁾

③ 第四回対仏同盟と負債問題

対仏戦争の末期にはイギリスの資金供給が急速に拡大している。まず上記1813年7月のライエンバッハ協定は、イギリスが200万ポンドの資金を提供、対して普露両国がそれぞれ兵力8万・16万を供出し、その割合(1:2)に比例してそれぞれ66万ポンド・133万ポンドを受領するものと規定した。⁽¹¹⁾また1813年10月の英墺同盟では、オーストリアが兵力15万を供出、イギリスは資金10万ポンドを提供するとされた。⁽¹²⁾しかし以上の兵力・資金の消耗は著しく、同盟諸国はパリ攻略を控えた1814年2月のシャティヨン会議において兵力・資金の補充を再度協議し、同年3月1日のショーモン条約によって、英普墺露の四国は各自それ兵力15万ずつ提供すること、イギリスは年間資金500万ポンドを供与し、普墺露の三国がそれぞれ均等配分するが、遠隔のロシアには帰還費を上積みすること、送金は講和条約の締結まで毎月1回ずつ実行すること、以上を確認している。⁽¹³⁾なお軍事作戦は同年4月に終結するものの、同年6月の協定は、ウィーン会議の

図7 イギリスの対外貸付・資金援助 1793—1815年



※ 貸付金の総額は722万ポンド、その内訳は、①オーストリア公債662万ポンド(1795年公債460万ポンド+1797年公債162万ポンド)、⑥ポルトガル公債60万ポンド(1809年公債)、⑤オレンジ王室20万ポンド(1813年)・④ブルボン王室20万ポンド(1814年)となっている。

典拠) *Parliamentary Paper*, 1822, Vol. XX- 189 (293), "Loans and Subsidies"; 入江節次郎『イギリス資本輸出史研究』新評論 1982年、104頁。

開催期間における同盟国軍のフランス国内進駐を確認し、イギリスの資金負担こそ定めなかったものの、上記四国それぞれ7万5,000の兵力供給を規定した。⁽⁴⁴⁾ さらにナポレオンの「百日天下」に際して対仏同盟が復活すると、1815年3月25日の同盟条約では四国それぞれ15万の兵力を、続く4月30日の協定ではイギリスが他の三国に対して500万ポンドの資金を、供給することが確認され、その配分・支払方法は上記ショーモン条約に準拠するとされた。⁽⁴⁵⁾

対仏戦争を通じてイギリスの資金供給・財政負担は膨張したが、最大の給付相手は補助金の10%、貸付金の85%、両者合計では単独で20%を吸収するオーストリアであった（図7）。ウィーン会議において同盟国はフランスに対して賠償7億フラン、その完済までの駐留経費年間1億5,000万フランを課す一方、戦中における同盟国間の債権・債務関係に関しては、もともと兵力供給を代償とする資金援助には返済義務が無いのに対して、有償貸付・公債発行には元本償還・利子支払の義務が存在するのだが、十分な審議対象とされず、当該諸国の個別交渉に委ねられることになった。⁽⁴⁶⁾ だがウィーン会議において議長国オーストリアの支払責任を追及することは難しく、またイギリス外相カスルレーも、戦後のウィーン反動体制・四国同盟に荷担する限り、盟邦オーストリアの統治体制・財政安定に対して一定の配慮を示さざるを得ず、負債問題の解決は先送りされる。かくしてイギリスはオーストリアに対して巨額の不良債権を抱えることになったのである。

註

- (1) K. A. Roider, *Austria's Eastern Question 1700- 1790*, Princeton, 1982; Beer, *Die orientalische Politik Österreichs seit 1774*, Prag, 1883; 稲野強「ハプスブルク帝国とオスマン帝国」歴史学研究会編『講座・世界史』(2)東大出版会 1995年、新井政美『オスマンvsヨーロッパ——〈トルコの脅威〉とは何だったのか——』講談社 2002年。
- (2) M. S. Anderson, *The Eastern Question: A Study in International Relations*, New York, 1966, pp. 19- 20; P. Bernard, "Austria's Last Turkish War: Some Further Thoughts", *Austrian History Yearbook*, Vol. 19- 20, 1983; G. Amerer, "Der letzte österreichische Türkenkrieg (1788- 1791) und die öffentliche Meinung in Wien", *Mitteilungen des österreichischen Staatsarchivs*, Bd. 45, 1997.
- (3) K. A. Roider, *Baron Thugut and Austria's Response to the French Revolution*, Princeton, 1987.
- (4) A. W. Ward/ G. P. Gooch (ed.), *The Cambridge History of British Foreign Policy 1783- 1919*, 3vols., Cambridge, 1923, Vol. 1, pp. 239- 241; C. Parry (ed.), *The Consolidated Treaty Series*, New York, 1969, Vol. 52, pp. 107- 112.
- (5) N. Saul, *Russia and the Mediterranean World 1797- 1807*, Chicago, 1970, pp. 23- 39.
- (6) K. A. Roider, *Baron Thugut*, pp. 259- 261; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 54, pp. 53- 58, 157- 168.
- (7) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 26- 29, 47- 48; 吉田、前掲書、72- 110、123- 128頁。
- (8) F. Crouzet, "Wars, Blockade, and Economic Change in Europe, 1792- 1815", *Journal of Economic History*, Vol. 24, 1964, pp. 569- 570; E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 43- 46; 吉田、前掲書、128頁。
- (9) J. Ehman, *The British Government and Commercial Negotiations with Europe 1783- 1793*, Cambridge, 1962, pp. 134- 135; T. J. Hope, "Britain and the Black Sea Trade in the Late Eighteenth Century", *Revue roumaine d'études internationales*, Vol. 2 (24), 1974. なお1766年の英露通商条約は、1780年代における英露関係の悪化に伴い、1786年に満了・失効していた。拙稿「エカチェリーナ二世時代におけるバルト海貿易と北方体制——1766年英露通商条約の経済的・政治的意義——」『鳥取大学・大学教育総合センター紀要』第4号 2007年。
- (10) 高畠稔「インドにおける植民地支配体制の成立」『岩波講座・世界歴史』第21巻(近代8) 岩波書店 1971年。
- (11) A. C. Wood, *A History of the Levant Company*, Oxford, 1935, pp. 179- 180; T. J. Hope, "The Importance of the Ottoman Empire to British Interests in the Late 18th Century", *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 34, 1995.
- (12) W. Kaltenstadler, "Der österreichische Seehandel über Triest im 18. Jahrhundert", *Vierteljahrsschrift für Sozial und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 55- 56, 1968- 69.
- (13) M. v Herzfeld, "Zur Orienthandelspolitik Österreichs unter Maria Theresia in der Zeit von 1740- 1771", *Archiv für*

- Österreichische Geschichte*, Bd. 108, 1919; A. Beer, "Die Österreichische Handelspolitik unter Maria Theresia und Josef II", *Archiv für österreichische Geschichte*, Bd. 86, 1899, S. 82- 90; P. Gasser, "Österreichs Levantehandel über Triest 1740- 1790", *Mitteilungen des österreichischen Staatsarchivs*, Bd. 7, 1954; T. Stoianovich, "The Conquering Balkan Orthodox Merchant", *Journal of Economic History*, Vol. 20, 1960, pp. 297- 300.
- (14) G. Zane, "Die österreichischen und die deutschen Wirtschaftsbeziehungen zu den rumänischen Fürstentümern 1774- 1874", *Weltwirtschaftliches Archiv: Chronik und Archivalien*, Bd. 26, 1927; H. Halm, "Donauhandel und Donauschiffahrt von den österreichischen Erbländern nach Neurußland (1783)", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, N. F. Bd. 2, 1954.
- (15) A. Beer, "Die Zollpolitik und die Schaffung eines einheitlichen Zollgebietes unter Maria Theresia", *Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung*, Bd. 14, 1893.
- (16) A. Beer, "Die österreichische Handelspolitik", S. 117- 120; 丹後杏一『ハプスブルク帝国の近代化とヨーゼフ主義』多賀出版 1997 年、89 - 96 頁、御圓生眞「19 世紀前半のオーストリア＝ハンガリー間貿易——ハプスブルク帝国内の経済的統合に関する一考察——」獨協大学『経済学研究』第 51 卷 1988 年、34 - 35 頁。
- (17) H. P. Liebel, "Count Karl von Zinzendorf and the Liberal Revolt against Joseph II's Economic Reforms, 1783- 1790", H.- U. Wehler (Hg.), *Sozialgeschichte Heute: Festschrift für Hans Rosenberg zum 70. Geburtstag*, Göttingen, 1974.
- (18) J. Slokar, *Geschichte der österreichischen Industrie und ihrer Förderung unter Kaiser Franz I*, Wien 1914, S. 19- 20.
- (19) なお 1794 年 4 月の英普同盟では、イギリス・オランダ両国が月額 15 万ポンドを提供する一方、プロイセンは兵力 62,000 を派遣している。だが 1795 年にプロイセンの戦線離脱が濃厚となると、イギリスは以後ロシアの出兵に期待し、同年 2 月の英露同盟によってイギリスの財政支援とロシアの陸軍派兵を確認している。
- (20) 資金借入の手段としては内債発行もあり得るが、マリア・テレジア時代のオーストリア継承戦争 (1740 - 48 年)・七年戦争 (1856 - 63 年) によって国家財政が逼迫して以来、国内債務が累積し、フランツ二世時代には公債発行の手段として外国市場に訴えざるを得なかつたのである。A. Beer, "Die Finanzverwaltung Österreichs 1749- 1813", *Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung*, Bd. 15, 1894; ders, "Die Staatsschulden und die Ordnung des Staatshafts unter Maria Theresia", *Archiv für österreichische Geschichte*, Bd. 82, 1895. なおオーストリア政府は 18 世紀を通じてアムステルダム市場において公債発行を経験している。J. C. Riley, *International Governmental Finance and the Amsterdam Capital Market 1740- 1815*, Cambridge, 1980, pp. 126- 136.
- (21) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 2- 8; G. Otruba, a. a. O., S. 88- 89.
- (22) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 9- 13; J. M. Sherwig, *op. cit.*, pp. 55- 56.
- (23) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 18- 33; J. M. Sherwig, *op. cit.*, pp. 57- 58.
- (24) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 34- 38; J. M. Sherwig, *op. cit.*, pp. 62- 63.
- (25) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 46- 50; J. M. Sherwig, *op. cit.*, pp. 67- 69; G. Otruba, a. a. O., S. 89- 90. 借款協定の条文は、*Parliamentary Papers*, 1821, Vol. XXIII-15 (520), "Austrian Loans: Correspondence relating to the Repayment of the Loans raised for the Service of Austria, under the Conventions of 1795 and 1797; and Papers connected with the Same Subject", No.1, pp. 6- 13. なおこの文書は後述 1821 年の庶民院審議における情報請求に基づいて開示された。
- (26) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 57- 63; J. M. Sherwig, *op. cit.*, pp. 80- 81.
- (27) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 77- 87; J. M. Sherwig, *op. cit.*, pp. 91- 92.
- (28) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 98- 99; *Parliamentary Papers*, "Austrian Loans: Correspondence", No. 2, pp. 14- 16.
- (29) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 105- 106.
- (30) K. A. Roider, *Baron Thugut*, pp. 289- 300; A. W. Ward/ G. P. Gooch (ed), *op. cit.*, Vol. 1, pp. 290- 292. なお 1798 年 10 月 19 日の壊滅条約によって、オーストリアはロシア軍の対仏作戦における兵糧・弾薬供給を約束している。L. Mikole茨ky, "The Interdependence of Economics and Politics: An Example from the Austro- Russian Alliance during the Napoleonic Wars", *Journal of European Economic History*, Vol. 2, 1973.
- (31) H. Ragsdale, *Détente in the Napoleonic Era: Bonaparte and the Russians*, Lawrence, 1980, pp. 53- 65.
- (32) A. W. Ward/ G. P. Gooch (ed), *op. cit.*, Vol. 1, pp. 296- 297; C. Parry (ed), *op. cit.*, Vol. 55, pp. 235- 246.
- (33) H. Ragsdale, "Russian Influence at Lunéville", *French Historical Studies*, Vol. 5, 1968; L. M. Roberts, "The

- Negotiations Preceeding the Peace of Lunéville, 1801”, *Transactions of the Royal Historical Society*, Vol. 15, 1901; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 55, pp. 439- 446, 475- 496.
- (34) P. K. Grimsted, *The Foreign Ministers of Alexander I: Political Attitudes and Conduct of Russian Diplomacy 1801- 1825*, Berkeley, 1969, pp. 75- 76, 87- 89; N. E. Saul, *op. cit.*, pp. 159- 160.
- (35) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 48- 50; 吉田、前掲書、127 頁。
- (36) H. Ragsdale, “A Continental System in 1801: Paul I and Bonaparte”, *Journal of Modern History*, Vol. 42, 1970.
- (37) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 77- 78; 吉田、前掲書、141 — 144 頁。
- (38) H. Ragsdale, *op. cit.*, pp. 71- 75, 85- 88.
- (39) A. C. Wood, *op. cit.*, pp. 180- 183, 186- 187; A. Ü. Turgay, “Ottoman- British Trade through Southeastern Black Sea Ports during the Nineteenth Century”, J.- L. Bacqué-Grammont/ P. Dumont (ed.), *Économie et société dans l'Empire Ottoman*, Paris, 1983, pp. 299- 300; P. Cernovodeanu, “British Economic Interests in the Lower Danube and the Balkan Shore of the Black Sea between 1803 and 1829”, *Journal of European Economic History*, Vol. 5, 1976, pp. 106- 109. なおイギリス商船の黒海自由航行は戦後 1802 年 7 月のオスマン勅令によって正式に認められる。
- (40) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 78- 79; 吉田、前掲書、145 頁。
- (41) この間オーストリア通商政策において明確な制度改革はなされていない。J. Slokar, *a. a. O.*, S. 21- 46.
- (42) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 112- 118; J. M. Sherwig, *op. cit.*, pp. 101- 104.
- (43) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 119- 128.
- (44) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 128- 130; J. M. Sherwig, *op. cit.*, pp. 126- 132.
- (45) P. K. Grimsted, *op. cit.*, pp. 129- 139; N. Saul, *op. cit.*, pp. 188- 189.
- (46) A. W. Ward/ G. P. Gooch (ed.), *op. cit.*, Vol. 1, pp. 331- 348; M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 35- 36.
- (47) C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 58, pp. 339- 350.
- (48) P. K. Grimsted, *op. cit.*, pp. 160- 163; V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, Berkley, 1951, pp. 342- 343..
- (49) M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 42- 44; A. Cunningham, “Robert Adair and the Treaty of the Dardanelles”, idem, *Anglo- Ottoman Encounters in the Age of Revolution: Collected Essays*, 2vols., London, 1993, Vol. 1.
- (50) A. W. Ward/ G. P. Gooch (ed.), *op. cit.*, Vol. 1, pp. 371- 372; H. Heppner, “Der österreichisch- russische Gegensatz in Südosteuropa im Zeitalter Napoleons”, A. M. Dorabek/ W. Leitsch/ R. G. Plaschka (Hg.), *Russland und Österreich zur Zeit der Napoleonischen Kriege*, Wien, 1989; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 60, pp. 383- 386.
- (51) C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 60, pp. 477- 486.
- (52) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 82- 86; 吉田、前掲書、147 — 152 頁。
- (53) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 88- 97, 122- 126, 162- 164; 吉田、前掲書、150 — 158 頁。
- (54) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 81- 82, 105- 109; 吉田、前掲書、145 — 146, 150, 161 頁。
- (55) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 98- 100, 110- 121, 389- 407; 松尾太郎「ナポレオン体制下イギリスにおける貿易問題」『経済志林』第 33 卷 1965 年（同『近代イギリス国際経済政策史研究』法政大学出版局 1973 年、再録）。
- (56) M. S. Anderson, “The Continental System and Russo- British Relations during the Napoleonic Wars”, K. Bourne/ D. C. Watt (ed.), *Studies in International History: Essays presented to W. Norton Medlicott*, London, 1967, pp. 70- 75.
- (57) 木村和男『カナダ自治領の形成——英米両帝国下の植民地——』刀水書房 1989 年、8 — 9 頁。
- (58) A. C. Wood, *op. cit.*, pp. 191- 195; H. Inalcik, “When and How British Cotton Goods Invaded the Levant Markets”, H. Islamoglu- Inan (ed.), *The Ottoman Empire and the World- Economy*, New York, 1987, pp. 374- 383.
- (59) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 149- 152, 201- 203, 215- 220; 吉田、前掲書、159 — 160, 162 — 169 頁。
- (60) R. G. Albion, *Forests and Sea Power: The Timber Problem of the Royal Navy*, Cambridge, Mass., 1926, pp. 329- 332; K. P. Crimmin, “A Great Object with Us to Procure This Timber”: The Royal Navy’s Search for Ship Timber in the Eastern Mediterranean and Southern Russia, 1803-1815”, *International Journal of Maritime History*, 1987, Vol. 4, 1992.
- (61) A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik im Neunzehnten Jahrhundert*, Wien, 1891, S. 5. まず 1803 年 8 月に植民地产品に対する関税評価額が改正されたほか、正貨による関税納入が強制され、同年 11 月には通過関税の全額

について、統く 1805 年 4 月には輸入・輸出関税の半額について、正貨・協定铸貨での納稅が義務化された。銀行券 Bankozetteln での納入には 50 % の付加税が課され、1808 年から 100 % の割増金が追徴された。

- (62) 現にライン同盟に駐在するフランス大使バシェ Bacher は、1810 年のドナウ河通商報告において、中欧の商業拠点ライプツィヒに代わって今や帝都ウィーンが東西貿易の中継拠点として機能し、フランス大陸制度に対抗している事実を警告している。E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 183- 185, 231- 233. なおこの点は戦後イギリス商務院官僚パウリングのイタリア市場調査でも指摘されている。J. Bowring, "Report on the Statistics of Tuscany, Lucca, the Pontifical, and the Lombardo- Venetian States", *Parliamentary Papers*, 1839, Vol. XVI- 421 (165), pp. 112- 113.
- (63) 1810 年 9 月には①原料・香料、1812 年 4 月には②食料・飲料・油脂・煙草、9 月には③鉱物資源、11 月には④繊維原料について、30 % の関税付加税が導入された。A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik*, S. 6.
- (64) J. Komlos, "Bohemian and Moravian Industry at the Turn of the 19th Century", E. Aerts/ F. Crouzet (ed.), *Economic Effects of the French Revolutionary and Napoleonic Wars*, Leuven, 1990; 御園生眞「19世紀中葉におけるペーメン(チエコ)機械製錬工場の成立」北海道大学『経済学研究』第33巻 1983年、95- 96頁、同「19世紀前半のハプスブルク帝国における工業化と地域——綿工業を中心として——」『社会経済史学』第64巻 1998年、同「19世紀前半のハプスブルク帝国における工業化の特徴——地域工業化の視点から——」篠塚信義・石坂昭雄・高橋秀行編『地域工業化の比較史的研究』北大図書刊行会 2003年、所収。
- (65) F. Crouzet, "Wars, Blockade, and Economic Change", pp. 577- 580. なお単なる技術革新=工業化と産業革命との違いについては、佐藤勝則「オーストリア・ハンガリー産業革命把握の基礎視角」『東欧史研究』第2号 1979年。
- (66) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 137- 140.
- (67) J. M. Sherwig, *op. cit.*, pp. 148- 149; *Parliamentary Debates*, 1st Series, 1805, Vol. III, c. 546, 598, 613, 621.
- (68) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 141- 144; J. M. Sherwig, *op. cit.*, pp. 156- 161.
- (69) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 144- 147; J. M. Sherwig, *op. cit.*, pp. 174- 175.
- (70) J. M. Sherwig, *op. cit.*, pp. 207- 208, 210- 213; *Parliamentary Debates*, 1st Series, 1809, Vol. XIV, c. 542- 547.
- (71) A. Beer, *Die Finanzen Österreichs im XIX. Jahrhundert*, Prag, 1877, Capitel 2.
- (72) M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 45- 47.
- (73) C. Webster, *The Foreign Policy of Castlereagh 1812- 1822*, 2vols., London, 1925, Vol. 1, pp. 130- 132.
- (74) C. Webster, *op. cit.*, Vol. 1, pp. 149- 150, 157- 158; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 62, pp. 357- 360, 415- 422.
- (75) C. Webster, *op. cit.*, Vol. 1, pp. 429- 430; M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 47- 48.
- (76) ウィーン会議に伴うオーストリアの国境変更に関しては、矢田、前掲書、76- 79頁。
- (77) C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 64, pp. 6- 26.
- (78) C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 72, pp. 19- 54. 同様の原則は 1818 年にエルスフレート Elsfleth、1823 年にヴェーゼルヘと順次適用されている。高坂、前掲書、97- 98 頁。
- (79) S. G. Focas, *The Lower Danube River: In the Southeastern European Political and Economic Complex from Antiquity to the Conference of Belgrade of 1948*, New York, 1987, pp. 82- 87.
- (80) 諸田 実『ドイツ関税同盟の成立』有斐閣 1974 年、15 頁。
- (81) J. M. Sherwig, *op. cit.*, pp. 294- 295.
- (82) J. M. Sherwig, *op. cit.*, pp. 298- 300, 305- 307.
- (83) J. M. Sherwig, *op. cit.*, pp. 317- 319.
- (84) J. M. Sherwig, *op. cit.*, pp. 326- 327.
- (85) J. M. Sherwig, *op. cit.*, pp. 334- 335.
- (86) なおロシア負債に関しては、1814 年にロンドンのベアリング商会 Baring Brothers & Co. がオランダの「ホーブ商会」Hope & Co. を買収し、後者の保有する大量の対露債権を継承していたが、1815 年 5 月 19 日の蘭露公債協定 Russian- Dutch Loan Convention によって、ベルギー・オランダ統合の承認を条件に、負債総額 600 万ポンドは総額 227 万ポンドまで削減、その上でロシア・オランダ・イギリス政府がそれぞれ 50 %・25 %・25 % の支払を分担した。J. M. Sherwig, *op. cit.*, pp. 329- 332; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 64, pp. 293- 296.

〔II〕 ウィーン体制とオーストリア負債問題の解決

次に戦後ウィーン体制における英墺関係について、イギリスで内閣改造・政策転換が進む 1821 年を画期として前後に区分し、順次検討しよう。

(1) 1810年代後半

① 外交関係：イタリア・バルカン問題

1818 年 9 月のエクス・ラ・シャペル会議は、フランスの賠償完済・進駐部隊の撤兵を確認する一方、同年 11 月には四国同盟にフランスを加えた五国同盟を形成し、フランスへの警戒は終息する。ウィーン体制はむしろ現地事情・各国利害が錯綜するイタリア・バルカンで試練を迎える。

i) ナポリ・ピエモンテ革命

イタリア半島に関しては、ウィーン会議を経て 10 カ国が編成されたが、うちオーストリアが 3 カ国（ロンバルディア・ヴェネツィア王国、トスカーナ大公国、モデナ公国）を直接・間接に支配し、2 カ国（教皇国家・両シチリア王国）に進駐部隊を配置したため、対外的にはハプスブルク家門の分割統治に対する独立・統一運動が潜在した。また国内的には、君主政体の復活に対する立憲運動が、あるいは中小の独立国家を他国の従属地域へと降格せしめた国境調整の是非をめぐって、トスカーナ大公国ではボローニャの、両シチリア王国ではシチリアの、サルディニアではジェノヴァの分離主義が、局地紛争の温床として存在した。^⑨ 以上の要素が複合し、1820 年 7 月にはナポリ王国において憲法制定を求める秘密結社カルボナリ党の反乱、さらにはパレルモにおいてシチリア自治を求める反乱が発生する一方、続く 1821 年 3 月にはサルディニア王国のピエモンテにおいて憲法制定・対外独立を提唱する革命運動が勃発する。これに対してメッテルニヒは 1820 年 10 月のトロッパウ会議・1821 年 1 月のライバッハ会議において墺軍の単独干渉を確認し、同年 2 月にナポリ革命を、続く 4 月にはピエモンテ革命を鎮圧、立憲・自治運動を粉碎した。^⑩

ii) ギリシア独立戦争

バルカン・レヴァント世界は、これを領有するオスマン帝国がウィーン会議に参加しなかったため、ウィーン体制の圈外に位置し、国際的には各国の外交戦略・領土利害（オーストリアのバルカン進出、ロシアの南下政策、イギリスのトルコ領土保全、フランスの北アフリカ進出）が交錯するとともに、局地的にはオスマン支配に対抗するスラブ・アラブ民族運動の温床であった。かくして 1821 年 1 月にはワラキアで対土反乱が、同年 2 月にはモルダヴィアで秘密結社「友愛同盟」のギリシア独立運動が、相次いで発生する。^⑪ これらはいずれもオスマン政府によって鎮圧されるが、後者は同年 3 月ギリシア本土に波及してギリシア独立戦争（1821—29 年）へと発展する。

これに対してアレクサンドル一世はギリシア正教徒の保護を口実として介入の意向を示したが、1821 年 10 月のハノーファー外相会談において、英墺両国の外相カスルレー・メッテルニヒはむしろオスマン政府の自重を促し、ロシアの武力干渉を回避することで合意した。かくして英墺両国は、ウィーン体制下のヨーロッパでは民族独立運動を抑制するべくロシアと協調したものの、その圈外のバルカン世界では、むしろロシア南下政策を牽制するべく相互に連携したのである。^⑫

地中海世界における局地紛争の頻発は、海上交通を攪乱して英墺貿易の成長を阻害するとともに、オーストリアの軍事財政を不斷に圧迫して対英債務の返済も攪乱した。こうした国際状勢において英墺両国の提携関係は、局地紛争の発生・拡大を最小限に抑え、貿易関係の推進に対して一定の効果をもったと思われるが、イギリスの親墺外交はオーストリアの債務滞納を黙認せしめ、債務問題の解決にはむしろ攪乱要因として作用したと言えよう。

② 通商政策：イギリス保護貿易とドイツ連邦の關稅制度

i) イギリス保護貿易

戦後の英墳貿易は、上記の如き局地紛争の頻発によって流通経路を攪乱されたのみならず、両国の保護政策（保護關稅・海運独占）によってその成長を阻害される傾向にある。

イギリスの場合、初期産業資本＝ヨークシャー羊毛工業を育成する所謂「固有の重商主義」は戦前1786年の英仏通商条約によって終息した。だが輸出貿易に関しては新興のランカシャー綿業と競合する外国企業の登場を未然に防止するべく、既に1774年から工業機械の輸出を禁止しており、また輸入貿易については、戦時1809年の植民地木材に対する特權關稅を温存する一方、終戦によって加速する大陸穀物の流入から国内農業・地主利害を防衛するべく、1815年の穀物法 Corn Lawによって穀物輸入を抑制していたのである。⁽⁵⁾ また海運制度については、絶対主義時代の特許企業「レヴァント会社」(1592年創設)・「東インド会社」(1600年創設)が、一連の特許改正・組織再編を伴いながらも存続し、1813年にインド貿易独占が廃止されたとはいえ、依然としてロンドン商人が地中海・極東貿易を独占、一般の貿易業者は参入を規制された。また復古王政時代の「航海条令」Navigation Act (1660年・63年・73年)もやはり健在であった。当該条令は主に植民地制度との関連で言及される場合が多いが、最も重要な1660年の条令＝「海上憲章」Carta Marinaの場合、その対象は英領植民地に限らずヨーロッパ大陸諸国を含むものであって、その骨子はイギリス輸入貿易の媒介をイギリス本国の商船ないしは取引商品の原産国の商船に限定し、両当事国以外の第三国商船の中継貿易を禁止することにあった。だがイギリスに一次產品を供給する原産諸国は十分な輸送能力を欠く場合が多いから、実質的にはイギリス商船の輸入独占を意味したのである。⁽⁶⁾

ii) プロイセン關稅制度

他方、英墳貿易でも陸路経由の場合は、ドイツ連邦の關稅制度、なかでもプロイセンの關稅政策に強く規定される。1818年のプロイセン關稅法は、内國關稅を撤廃して国内市場を統一する一方、対外關稅を緩和して收入關稅を確保したが、東エルベのブランデンブルク・プロイセンと西エルベのライン・ヴェストファーレンとが空間的・物理的に乖離する限り、邦内の流通活動には大きな限界が存在した。⁽⁷⁾ このため蔵相クレヴィッツ Wilhelm Anton von Klewitz (1817-25年)は東西領土を分断するチューリンゲン諸邦の編入を画策し、まず1819年にはシュヴァルツブルク・ゾンデルスハウゼン侯国を關稅領域に包摂している。⁽⁸⁾ これに対してアンハルト三公国の場合、むしろ伝統的なエルベ河自由航行に立脚した中継貿易、なかでもハンブルク＝ザクセン＝オーストリアを結ぶ南北貿易を重視し、高率な通過關稅を採用するプロイセン關稅体系への加入を拒否した。その際、オーストリアのライプツィヒ駐在総領事ニシュヴァルツブルク・アンハルト代理公使を兼任する経済学者アダム・ミュラー Adam Müller (1816-27年)は三公国との意向を支持し、オーストリア外相メッテルニヒも1821年のドレスデン会議において三公国に有利な調停を図っている。ところがプロイセン政府は対抗措置として三公国に対する差別關稅を導入したため、1823年にはベルンブルク・アンハルト公国的一部がプロイセン關稅体系への加入を受諾するに至った。⁽⁹⁾ 以後オーストリアは、ドイツ連邦における政治的主導権を維持する上で、あるいはチューリンゲン諸邦を経由する外国貿易の経路を防衛する上で、プロイセン關稅領域の拡大を警戒することになる。

iii) オーストリア禁止制度

財務長官シュタディオン (1815-24年)は、対仮戦争に伴う財政逼迫・通貨混乱を解消するべく、1816年に「オーストリア国立銀行」Österreichische Nationalbankを創設して不換紙幣の回収=通貨改革を進める一方、独立の「通商委員会」Kommerzhof-Commissionを新設して通商改革を委ね

た。その議長シュタール Philipp Ritter von Stahl (1815 – 24 年) は、⁽¹⁰⁾ まず国内関税に関して、1817 年からウィーン会議で併合したロンバルディア・ヴェネツィアにも本国関税を適用し、ハンガリーを除きスラヴ・オーストリア・イタリアを統合する一大関税領域の創出を実現した。⁽¹¹⁾ また対外関税に関して、シュタール自身は禁止制度の弊害を認識していたものの、終戦直後においては国内産業（繊維・製鉄・精糖）が軍需生産の縮小・外国商品の流入を警戒する一方、皇帝フランツ一世も支配基盤の維持・社会秩序の安定を優先するなか、⁽¹²⁾ さしあたり 1817 年・18 年の関税改革によって繊維・金属製品の禁止制度を維持し、続く 1821 年の関税改革では、精糖業者向け粗糖の関税を緩和した反面、逆に国産砂糖と競合する精糖の関税を強化している。⁽¹³⁾

並行して通商委員会は貿易活動を振興する手段として汽船航路の導入を試み、まずアドリア海については、1818 年にイギリスの造船技師モルガン William Morgan に対してトリエステ＝レヴァント間の汽船建造・航路運営を認可した。⁽¹⁴⁾ だがその反面、財務長官シュタディオンはトリエステの財源を確保する手段として 1823 年の法令で外国商船の寄港に差別料金を導入する一方、⁽¹⁵⁾ レヴァント各地の領事も依然として領事料金を賦課し、海運活動の成長を妨げていたことも事実である。⁽¹⁶⁾ またドナウ河については 1819 年にフランス資本ベルナール Anton Bernhard・レオン Saint Leon に対して特権を付与したが、中古船を流用した試験運行が失敗し、契約を解消している。⁽¹⁷⁾ 海外貿易の成長には海運活動のかかえる制度的・技術的問題の克服も必要であった。

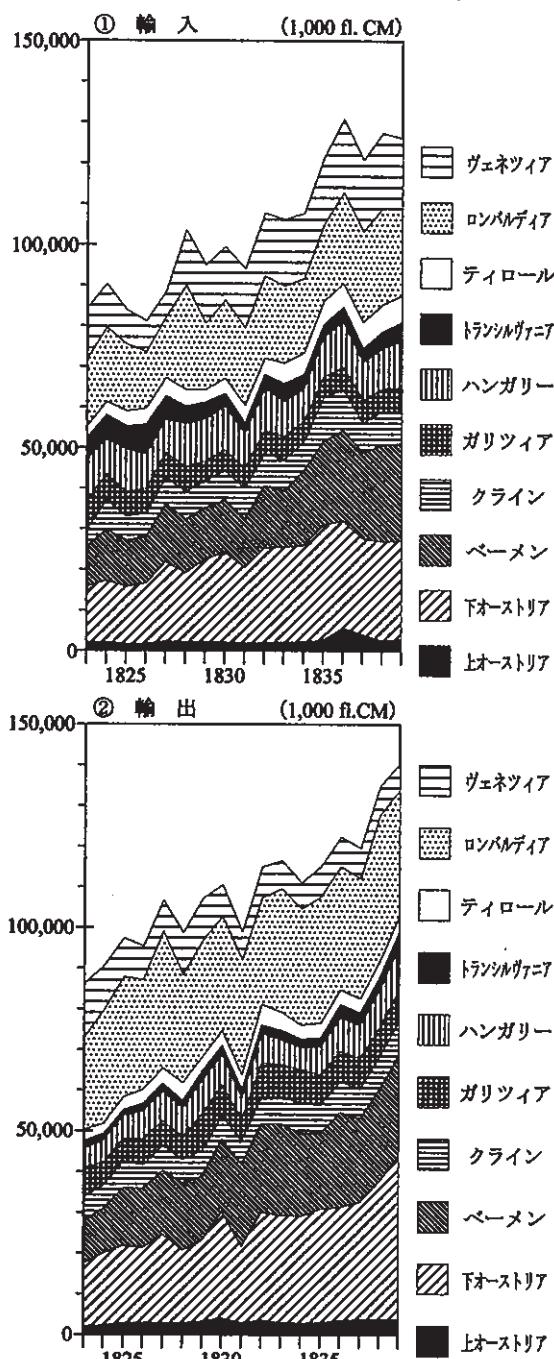
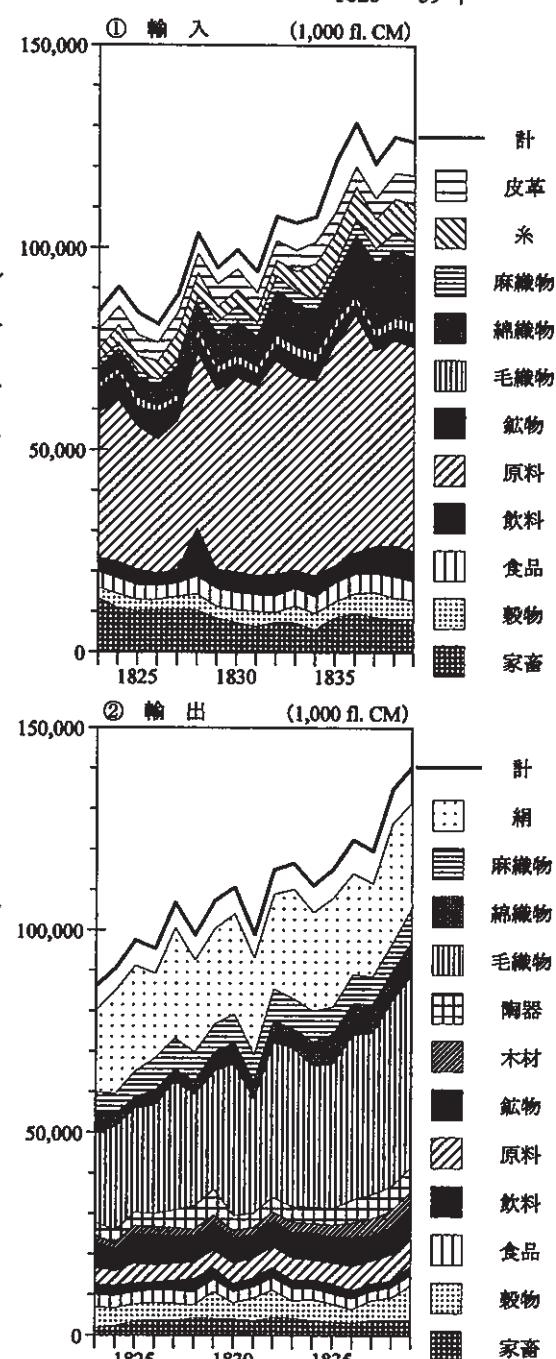
オーストリア外国貿易の趨勢を見れば（図 2）、戦時の 1810 年において輸入・輸出総額とも年間 4,000 – 5,000 万グルденの規模であったが、戦後 1820 年代にはいずれも 1 億グルденの水準まで倍増、なかでも輸出の伸張が著しく、貿易収支は黒字基調である。だがその地域構成を見ると（図 8）、輸入・輸出とも貿易総額の 3 – 4 割はウィーン会議によって獲得したロンバルディア・ヴェネツィアによって担われ、取引規模の増大は領土拡張の結果であることが分かる。品目構成においては（図 9）、輸入貿易の場合、食料・原料が 7 割を占めるが、なかでも原料の比重が上昇傾向にあり、国内産業の勃興を示唆している。工業製品の取引は抑制されており、禁止措置の効果を反映している。輸出貿易の場合、毛織物が単独で全体の 2 – 3 割を占め、最大品目となっている。他に絹製品が 2 割を占めるが、これはその産地ロンバルディアの領有による。.

iv) 英墺貿易の動態・構造

ここでこうした通商規制のもとにおける英墺貿易の動向を概観しておこう。⁽¹⁸⁾

英墺貿易は、18 世紀には墺領ネーデルラント経由で行われていたが、ウィーン会議での領土変更に伴い、戦後はドイツ諸邦・エルベ河経由の陸上貿易、あるいはアドリア海の港湾都市トリエステ拠点の海上貿易として展開された。ドイツ諸邦経由の場合、ザクセンの商業都市ライプツィヒを経由する取引が重要とされるが、1820 年代末のザクセン＝オーストリア貿易は輸入・輸出とも 1,000 万グルденを超え（表 1）、ここから英墺貿易の数値を抽出することは難しい。他方、トリエステの対英貿易は（図 10）、1820 年代後半において輸出 200 – 300 万・輸入 500 – 600 万グルден程度、換言するとイギリスの対墺貿易は輸入 20 – 30 万・輸出 50 – 60 万ポンド程度に相当する。取引規模は 1830 年代にかけて成長傾向にあり、貿易収支はイギリスの黒字基調である。

品目編成を見れば、まずイギリスの対墺輸入は、戦時には各種の船舶用品から成っていたが、戦後はバルト海貿易が回復したほか、カナダ産品が台頭したため、帆柱・船材向け木材の取引は下落、対照的に帆布・繩具向け繊維原料の大麻・亜麻は取引は、その品質からイギリス海軍の需要が高く、取引を拡大している。なおトリエステ経由の場合、主にトルコ領から同港に流入したレヴァント産品（果物・油脂・原料）が一定の比重を占めた。⁽¹⁹⁾ 他方、イギリスの対墺輸出は 1820 年代におい

図8 オーストリア外国貿易：拠点内訳
1823-39年図9 オーストリア外国貿易：品目内訳
1823-39年

典拠) G. Otruba, a. a. O., S. 39-40.

ペーメンはメーレン・シュレジエンを含む。

クラインはシュタイエルマルク・ケルンテンを含む。

典拠) G. Otruba, a. a. O., S. 45-46.

て3分の1が国産品、3分の2が再輸出品とされる。さしあたり判明する1830年代の国産品輸出では綿製品（綿布・綿糸）が60%、砂糖（加工精糖）が30%を占めるが、後者は急速に下落・消滅している（図11）。再輸出品の内訳は不詳ながら、熱帯産品（砂糖・カカオ・コーヒー・胡椒・ダイオウ・ラム・綿花）を中心とするが、イギリス東方貿易を代表する茶は確認できない。⁽²⁰⁾

全体としてイギリス海外貿易に占める対奥貿易の地位は小さい。⁽²¹⁾ 対するオーストリア外國貿易に占めるイギリス市場の比重は不詳ながら、陸上貿易の動脈ザクセンの割合は輸入・輸出とも10%程度であり（表1）、またトリエステ海外貿易にとって対英貿易は輸入の20%・輸出の10%を占めるが（表2）、そもそも同港はオーストリア輸入貿易の30%・輸出貿易の10%を吸収するにとどまる。イギリスにとってはむしろプロイセンはじめドイツ諸邦が、またオーストリアにとっては陸路・海路とも地中海世界（トルコ・イタリア）が、より重要な相手市場だったのである。

こうした貿易関係の停滞は、オーストリアの対英黒字を阻害してオーストリアの支払能力を縮小し、結果的に債務支払を攪乱していたと言えよう。

図10 トリエステ対英貿易 1825-48年
(1,000 fl. CM)

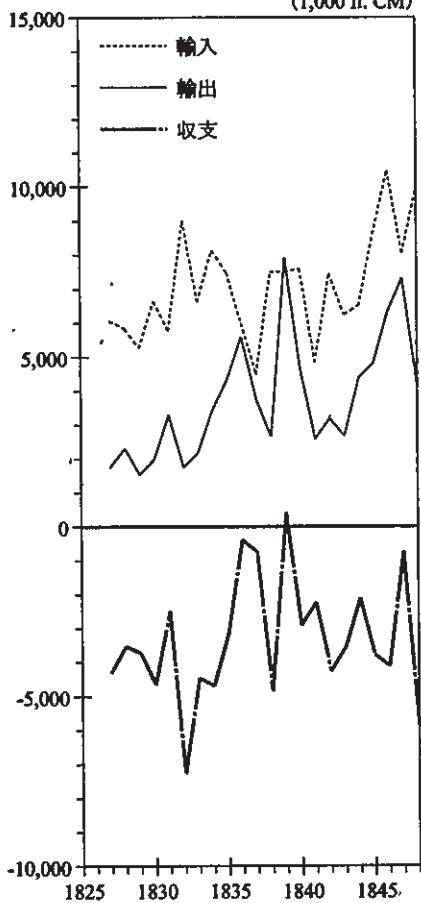
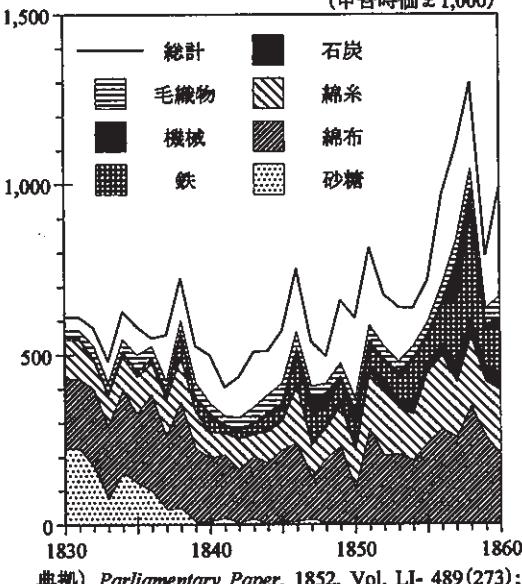


図11 イギリス対奥輸出：国産品 1830-60年
(申告時価 £ 1,000)



典拠) Parliamentary Paper, 1852, Vol. LI- 489(273); 1852- 53, Vol. XCIX- 457(371); 1856, Vol. LXI- 1 (2139), p. 240; 1861, Vol. LX - 1(2894), p. 308.

典拠) Die kaiserlich-königliche Direktion der administrativen Statistik, *Tafeln zur Statistik der österreichischen Monarchie für das Jahr 1842, 1843, 1844, 1845/46*, Wien, 1846, 1847, 1848, 1851 (以下略記: *Tafeln zur Statistik 1842-46*) ; K. Jones-Jokl, *Die handelspolitischen Beziehungen zwischen Österreich und England von Beginn des 19. Jahrhunderts bis 1875*, Zürich, 1919, S. 30, 117-118.

表1 オーストリア海外貿易：市場内訳 1829 - 38年

① 輸入

	陸上貿易						海上貿易(輸入港)		(1,000 fl. CM) 計
	南ドイツ	ザクセン	ブロイセン	トルコ	イタリア	スイス	トリエステ	ヴェネツィア	
1829	5,465 (5.7)	11,123 (11.7)	3,699 (3.9)	12,810 (13.5)	409 (0.4)	177 (0.2)	25,003 (26.3)	133 (0.1)	95,157 (100)
1830	5,645 (5.7)	11,097 (11.1)	3,905 (3.9)	12,049 (12.1)	15,342 (15.4)	1,287 (1.3)	27,490 (27.6)	12,225 (12.3)	99,545 (100)
1831	5,155 (5.5)	9,740 (10.4)	3,666 (3.9)	9,092 (9.7)	16,502 (17.5)	1,512 (1.6)	26,018 (27.6)	17,289 (18.4)	94,106 (100)
1832	5,010 (4.6)	11,592 (10.8)	5,183 (4.8)	13,439 (12.5)	17,477 (16.2)	1,899 (1.8)	30,970 (28.7)	12,144 (11.3)	107,825 (100)
1833	6,057 (5.7)	11,025 (10.4)	4,599 (4.3)	13,942 (13.1)	16,899 (15.9)	1,759 (1.7)	28,668 (27.0)	5,726 (5.4)	106,270 (100)
1834	6,886 (6.4)	14,321 (13.3)	5,002 (4.6)	15,062 (14.0)	18,499 (17.2)	1,409 (1.3)	29,309 (27.2)	5,783 (5.4)	107,781 (100)
1835	11,585 (9.5)	16,656 (13.7)	5,246 (4.3)	13,196 (10.9)	17,089 (14.1)	1,517 (1.2)	33,910 (27.9)	5,158 (4.2)	121,482 (100)
1836	11,120 (8.5)	15,492 (11.8)	5,882 (4.5)	21,181 (16.2)	11,467 (8.8)	1,822 (1.4)	36,583 (28.0)	4,191 (3.2)	130,865 (100)
1837	9,433 (7.8)	13,830 (11.4)	6,253 (5.2)	15,817 (13.1)	19,288 (16.0)	1,431 (1.2)	31,281 (25.9)	8,965 (7.4)	120,897 (100)
1838	9,654 (7.6)	14,862 (11.7)	7,428 (5.8)	19,751 (15.5)	21,231 (16.7)	1,216 (1.0)	32,212 (25.3)	9,058 (7.1)	127,415 (100)

② 営出

	陸上貿易						海上貿易(輸出港)		計
	南ドイツ	ザクセン	ブロイセン	トルコ	イタリア	スイス	トリエステ	ヴェネツィア	
1829	13,543 (12.6)	12,136 (11.3)	4,694 (4.4)	13,115 (12.2)	1,895 (1.8)	1,816 (1.7)	10,847 (10.1)	2 (0.0)	107,254 (100)
1830	15,244 (13.8)	14,425 (13.0)	4,833 (4.4)	13,975 (12.6)	20,069 (18.1)	14,690 (13.3)	13,032 (11.8)	4,943 (4.5)	110,587 (100)
1831	14,018 (14.2)	15,849 (16.0)	4,908 (5.0)	9,394 (9.5)	19,587 (19.8)	12,061 (12.2)	10,749 (10.9)	5,229 (5.3)	98,937 (100)
1832	18,554 (16.1)	20,048 (17.4)	7,176 (6.2)	12,074 (10.5)	16,929 (14.7)	11,832 (10.3)	11,940 (10.4)	5,590 (4.9)	115,017 (100)
1833	19,725 (16.9)	20,777 (17.8)	7,181 (6.2)	9,238 (7.9)	24,438 (21.0)	6,830 (5.9)	13,993 (12.0)	5,270 (4.5)	116,624 (100)
1834	17,501 (15.8)	18,956 (17.1)	7,107 (6.4)	10,414 (9.4)	22,905 (20.6)	6,211 (5.6)	13,589 (12.2)	4,410 (4.0)	111,092 (100)
1835	19,824 (17.2)	17,934 (15.6)	5,980 (5.2)	11,296 (9.8)	23,078 (20.0)	8,878 (7.7)	13,333 (11.6)	5,048 (4.4)	115,217 (100)
1836	19,706 (16.1)	20,051 (16.4)	7,337 (6.0)	13,135 (10.7)	19,631 (16.1)	13,339 (10.9)	15,128 (12.4)	4,763 (3.9)	122,284 (100)
1837	18,948 (15.8)	20,751 (17.3)	7,925 (6.6)	11,685 (9.8)	23,372 (19.5)	10,222 (8.5)	12,712 (10.6)	5,446 (4.6)	119,621 (100)
1838	22,228 (16.5)	23,070 (17.1)	6,467 (4.8)	14,502 (10.7)	25,056 (18.6)	14,880 (11.0)	14,434 (10.7)	5,302 (3.9)	134,918 (100)

典拠) G. Otruba, a. a. O, S. 22; S. Becher, *Statistische Uebersicht des Handels der österreichischen Monarchie mit dem Auslande während der Jahre 1829 bis 1838*, Stuttgart, 1841, S. 293, 298.

表2 トリエステ海外貿易：市場内訳 1827 - 29・1833 - 38年

① 輸入

	陸上貿易						海上貿易(輸入港)		(1,000 fl. CM) 計
	ギリシア	トルコ	エジプト	歴史国家	シチリア	イギリス	合衆国	ブラジル	
1827		3,628 (12.5)	1,797 (6.2)	2,246 (7.7)	2,065 (7.1)	6,058 (20.9)	1,108 (3.8)	4,053 (14.0)	28,997 (100)
1828		4,354 (14.7)	3,440 (11.6)	2,112 (7.1)	2,660 (9.0)	5,843 (19.7)	961 (3.2)	3,539 (11.9)	29,711 (100)
1829		3,340 (11.0)	1,974 (6.5)	3,204 (10.6)	2,426 (8.0)	5,273 (17.4)	3,080 (10.2)	5,021 (16.6)	30,237 (100)
1833	1,212 (3.1)	3,158 (8.2)	3,898 (10.1)	3,015 (7.8)	4,037 (10.5)	6,632 (17.2)	1,246 (3.2)	6,155 (16.0)	38,504 (100)
1834	1,156 (3.1)	5,001 (13.6)	2,151 (5.8)	2,349 (6.4)	3,195 (8.7)	8,139 (22.1)	3,646 (9.9)	4,385 (11.9)	36,872 (100)
1835	1,134 (2.7)	5,614 (13.5)	2,449 (5.9)	2,301 (5.6)	4,138 (10.0)	7,481 (18.1)	3,061 (7.4)	5,895 (14.2)	41,444 (100)
1836	1,474 (2.7)	9,901 (18.1)	7,363 (13.4)	1,245 (2.3)	6,302 (11.5)	5,982 (10.9)	3,191 (5.8)	8,541 (15.6)	54,771 (100)
1837	1,620 (4.0)	6,415 (16.0)	5,783 (14.4)	1,339 (3.3)	4,255 (10.6)	4,498 (11.2)	2,971 (7.4)	4,897 (12.2)	40,182 (100)
1838	1,938 (4.6)	6,582 (15.7)	3,989 (9.5)	1,516 (3.6)	4,529 (10.8)	7,499 (17.9)	1,158 (2.8)	5,737 (13.7)	41,850 (100)

② 営出

	陸上貿易						海上貿易(輸出港)		計
	ギリシア	トルコ	エジプト	歴史国家	シチリア	イギリス	合衆国	ブラジル	
1827		3,249 (18.2)	742 (4.1)	6,851 (38.3)	1,201 (6.7)	1,760 (9.8)	260 (1.5)	136 (0.8)	17,890 (100)
1828		3,526 (18.8)	1,109 (5.9)	5,734 (30.5)	1,655 (8.8)	2,311 (12.3)	349 (1.9)	473 (2.5)	18,778 (100)
1829		4,131 (25.8)	760 (4.7)	4,875 (30.4)	1,041 (6.5)	1,541 (9.6)	235 (1.5)	186 (1.2)	16,041 (100)
1833	1,718 (8.8)	4,198 (21.4)	1,486 (7.6)	4,635 (23.7)	1,431 (7.3)	2,172 (11.1)	520 (2.7)	204 (1.0)	19,581 (100)
1834	1,714 (8.0)	5,421 (25.4)	1,327 (6.2)	3,975 (18.6)	1,334 (6.3)	3,450 (16.2)	701 (3.3)	174 (0.8)	21,328 (100)
1835	1,045 (4.6)	5,378 (23.4)	891 (3.9)	4,164 (18.1)	1,654 (7.2)	4,332 (18.9)	1,118 (4.9)	165 (0.7)	22,966 (100)
1836	1,373 (5.5)	6,808 (27.2)	1,305 (5.2)	2,548 (10.2)	1,016 (4.1)	5,589 (22.3)	1,718 (6.9)	157 (0.6)	25,028 (100)
1837	985 (4.7)	4,416 (21.1)	1,344 (6.4)	3,357 (16.1)	1,352 (6.5)	3,751 (17.9)	1,131 (5.4)	229 (1.1)	20,898 (100)
1838	2,850 (14.2)	4,354 (21.7)	1,102 (5.5)	3,283 (16.3)	1,241 (6.2)	2,654 (13.2)	866 (4.3)	142 (0.7)	20,099 (100)

※ 1833 - 36年については1fl. CM = 2 シリング (10 fl. CM = £ 1) で算出。ギリシアは1829年までトルコ領に含む。

典拠) [1827 - 29年] *Darstellung der österreichischen Monarchie in statistischen Tafeln*, Wien, 1829. [1833 - 36年] *Parliamentary Papers*, 1839, Vol. XVI- 421 (165), J. Bowring, op. cit., p. 126. [1837年] S. Becher, a. a. O., S. 228. [1838 - 39年] *Tafeln zur Statistik*, Jg. 12, Wien, 1839. [1840 - 46年] *Tafeln zur Statistik* 1842- 46. [1841年] *Parliamentary Papers*, 1849, Vol. LIII- 1 (1053), p. 107.

③ 負債処理交渉

イタリア・バルカンをめぐる緊張関係はオーストリア国家財政を圧迫する一方、英奥両国の保護政策＝貿易停滞はオーストリア貿易黒字を阻害し、対英債務の支払は構造的に不可能であったが、親奥外交・農業保護を推進するリヴァプール内閣としても強引な債権回収は困難であった。ウィーン会議後、こうした政府の対応はイギリス議会によって厳しく追及されることになる。

i) 負債処理交渉の生成・展開

1816年3月1日、イギリス議会・貴族院において議員キング Lord King はオーストリア債務問題に関する情報開示を請求し、これに対して首相リヴァプールは対奥債権の回収が遅滞している事実を認めた。⁽²²⁾ 続く同年5月28日、今度は庶民院においてハンマスリー Hugh Hammersley が質問に立ち、今やオーストリアはウィーン会議によって重要な経済拠点・港湾都市を含む広大な領土を獲得した以上、その国家財政は対英債務の利子支払・元本償還を遂行するに十分な状態であるとして、年間 65 万ポンドの支払を提案した。この提案は否決されるが、外相カスルレーは近い将来におけるオーストリア公債の支払再開を約束せざるを得なかつた。だがオーストリア外相メッテルニヒは、駐英大使エステルハージー Paul Anton Esterházy (1815 - 42 年) を通じて、戦後処理の経費が膨張するなか、国家予算を債務支払に投入する余裕は無い旨を通告している。⁽²³⁾

続く 1818 年 1 月、外相カスルレーは、ウィーン駐在の外務官僚ゴードン Robert Gordon (駐奥公使: 1815・17 年) を通じて、イギリス海軍本部宛てハンガリー木材供給の代金をもって債務支払に充当する現物弁済の方式を財務長官シュタディオンに提案する一方、⁽²⁴⁾ 上記 1818 年 9 月のエクス・ラ・シャペル会議では、フランスの賠償支払完済・進駐部隊撤退を確認した以上、今やフランスの脅威が終息して軍事経費を縮減できるとして、対英負債の返済を要請した。だが依然としてイタリア問題の不安を抱えるメッテルニヒはこれを拒否し、交渉は挫折している。⁽²⁵⁾

しかし 1821 年 2 月、オーストリア政府が巨額の軍事費を投入してナポリ・ピエモンテに侵攻すると、イギリス世論の間ではオーストリアの弾圧行為を非難する動きが広がった。⁽²⁶⁾ またイギリス議会ではオーストリア財政逼迫の真偽に関する疑問が噴出し、債務支払の再開を求める声が高まっている。すなわち、1821 年 3 月 14 日、庶民院において野党ウィッグのスマス Robert Smith は、ナポリ出兵を根拠としてオーストリア財政余剰の存在を指摘し、「本来イギリス国民に帰属するはずの資金がこの侵略行為に投入されている」としてオーストリア政府の行為を非難するとともに、1795 年・97 年借款に関する外交文書の開示と未払残高 1,740 万ポンドの支払再開を求めた。これに対して外相カスルレーは両国関係の安定に配慮し、債権回収の強硬を却下している。⁽²⁷⁾

リヴァプール内閣はこうした議会の動きから負債問題を早急に解決する必要を認識し、1821 年 8 月、蔵相ヴァンシタート Nicholas Vansittart は議員アーヴィング John Irving をウィーンに派遣、現地の駐奥公使ゴードン (1821 年) とともに債務返済の交渉を指示した。⁽²⁸⁾ 交渉に際してアーヴィングは 2,000 万ポンド近い負債の即時・全額返済は事实上困難と認め、現実的な返済計画の策定を求めた。だが財務長官シュタディオンは戦後の債権放棄に関するイギリス高官の発言を根拠として対英債務の失効を主張する一方、外相メッテルニヒも戦時公債の未払に対する訴訟行為・司法解決を否定し、あくまで政治判断・外交交渉での決着を要求した。⁽²⁹⁾

このため外相カスルレーは、ギリシア問題を協議した上記同年 10 月のハノーファー外相会談において、ギリシア独立戦争への対応に加え、戦時公債の処理をあらためて協議している。その際カスルレーは、未払公債の累積利子 1,400 万ポンドの請求を放棄したほか、未払元本 620 万ポンドを 400 万ポンドまで削減し、かつその半額 200 万ポンドについては現物弁済を認めるなど、オースト

リア側に対して大幅に譲歩した返済計画を示した。これに対して外相メッテルニヒは提案を受諾する意向を示したが、財務長官シュタディオンは財政事情の逼迫から時期尚早とした（図5）。⁽³⁰⁾

続く1822年4月、外相カスルレーは駐墺公使ゴードンを全権大使に昇格させ、公式の負債処理計画を提示した。すなわち、未払利子1,700万ポンド（1822年1月5日時点）の請求を放棄すること、未払元本620万ポンドを3分の2相当の414万ポンドに削減すること、うち300万ポンドは現金払い、残る114万ポンドは現物形態（木材・水銀）によること、支払期限は2年とすること、以上である。全体として先の提案より一層の譲歩であった。だがメッテルニヒはギリシア状勢をめぐる対露交渉に忙殺されるなか、イギリス政府が新たに全権大使を投入してきたことに不快の念を示し、負債問題に関する公式協議を拒否している。⁽³¹⁾

こうしたなか同年7月1日、庶民院では通貨問題の論客グレンフェル Pascoe Grenfell が英墺交渉の進捗状況を質疑し、場合によってはイングランド銀行の保有する戦時公債の抵当証券＝ウィーン都市銀行の債券を放出して返済資金を回収する手段を提起した。⁽³²⁾ この措置はロンドン金融市場におけるオーストリア政府の信用を下落させる可能性があったため、メッテルニヒの譲歩を引き出す上で有効と思われたが、カスルレーは英墺関係に配慮してこの措置に反対する一方、むしろ同年9月に開催が予定されるウィーン外相会談での問題解決に期待した。だが出発を3日後に控えた同年8月12日にカスルレーは自殺、英墺関係史上の一時代が終わる。⁽³³⁾

ii) 負債処理交渉の停滞と通商条約交渉の生成

英墺両国は、それぞれ通商規制を強化した反面、相互の協調外交を志向するなか、通商条約の締結に向けた動きも現れている。これには負債問題の停滞も少なからず影響している。

イギリスの場合、オーストリア財政危機の現実を前に貨幣形態での債務返済が期待できないなか、現物形態での弁済計画が度々考案され、なかでもイギリス海軍で需要の高いハンガリー木材が弁済手段の有力な候補として期待された。だが植民地特恵制度のもとでカナダ木材が優遇される限り、オーストリアのイギリス向け木材輸出・黒字獲得は困難であったから、現物弁済の前提となる貿易振興を実現する手段としても、通商条約の締結は不可欠となつたのである。⁽³⁴⁾

他方、オーストリア政府の内部では、イギリス政府から債務問題の解決を動機とした通商条約を打診されるなか、通商条約を手段とした債務問題の解決が検討されるようになった。ただし外相メッテルニヒの場合、通商問題をあくまで外在的・政治的な取引手段として利用し、通商条約の便宜を与える代償として対英債務の減免を求める考えであった。これに対して財務長官シュタディオンは、むしろ貿易・債務問題の有機的な関連に留意し、通商条約の締結を梃子とする英墺貿易の成長＝対英黒字の拡大によって対英債務の返済を進める意向であった。その際シュタディオンは、通商条約の内容として、①イギリス工業製品・英領植民地産品の輸入を一定の条件で認める、②イギリス商船は政府が輸入を禁止する外国産品を搬入できる、③イギリス商船は許可品目の輸入において外国商船に優越する、以上を提起している。⁽³⁵⁾

これに対して通商委員会議長シュタールはイギリスとの通商条約に慎重な態度を示し、1821年10月の覚書では英墺両国の貿易関係・運輸体系・産業構造を比較しながら生産力的格差を指摘しつつ、対等な条件で通商条約を締結した場合における国内産業への打撃、すなわちイギリスの綿製品・鉄製品・ガラス製品の流入が、オーストリアの麻工業、シュタイエルマルクの冶金業、ペーメンのガラス工業に対して破壊的作用をもたらしうることを警告した。⁽³⁶⁾ この覚書はなかでも国内治安・社会秩序の維持を重視する外相メッテルニヒの政策判断に強い影響を与え、かくして両国通商を阻害する通商規制の打開はなお今後の課題として残されたのである。

(2) 1820年代

① 外交關係

i) 東方問題：イギリス自由主義外交とロシア南下政策

前述の如く外相カスルレーはロシアの軍事介入を阻止するため、またメッテルニヒもハプスブルク帝国領内の民族反乱を防止するため、連携してギリシア独立戦争の鎮静を図った。これに対して新任外相キャニング（1822－27年）は、勃興する国内産業の販路を創出する一環としてむしろ民族運動を支援する「自由主義外交」に着手し、新大陸世界ではイベリア両国に対する南米諸国の独立戦争を援助する一方、レヴァント世界でもオスマン帝国に対するギリシア民族の独立戦争を支持した。かくして英露両国は1826年4月の聖ペテルブルク協定を締結し、オスマン政府への共同干渉を確認する一方、東方状勢をめぐって英仏関係は冷却する。⁽³⁷⁾

だが露帝ニコライ一世（1825－55年）は、1826年10月のアッケルマン条約によって、一方ではオスマン政府に対する既得権・ギリシア正教徒保護権を再認し、ギリシア独立戦争に対するオスマン政府の反動を牽制したものの、他方ではルーマニア両国に対する支配権を拡充、ドナウ河口スリナ水道 Sulina Channel の管理権を獲得し、この機会に便乗して南下政策を推進する動きを示した。⁽³⁸⁾ このため今や自ら内閣を組織する首相キャニング（1827年4－8月）は事態の早期打開を目指し、1827年7月のロンドン条約によって英仏露三国の共同勅告を策定、オスマン政府にギリシア独立の承認を求めた。⁽³⁹⁾ だが首相キャニングは同年8月に死去し、またオスマン政府も勅告を無視して海峡封鎖の手段に訴えたため、ロシアは単独で露土戦争（1828－29年）に着手し、1829年9月2日（14日）のアドリアノープル条約によってルーマニア保護権を拡充したほか、ドナウ河口管理権（聖ジョージ水道 St.George）を確保する。⁽⁴⁰⁾ かくしてイギリスにとってロシア南下政策の抑制が再び東方外交の課題となつたが、これには後退した英仏関係の早急な回復が必要であつて、そのためには負債問題の解決が先決であったと言えよう。⁽⁴¹⁾

ii) ドイツ問題：ウィーン体制と北ドイツ関税同盟

他方ドイツ連邦内部では、プロイセン蔵相モーツ Friedrich Christian Adolf von Motz（1825－30年）が飛地編入を進め、1826年にベルンブルク・アンハルト公国全域を、1828年には残るアンハルト二公国を編入することに成功した。その上で1828年2月にプロイセンはヘッセン・ダルムシュタットと「プロイセン・ヘッセン関税同盟」Preußisch-Hessischer Zollverein（北ドイツ関税同盟 Norddeutscher Zollverein）を組織したが、これに先立つ同年1月にはバイエルン・ヴュルテンベルク両国が「南ドイツ関税同盟」Süddeutscher Zollvereinを、対して同年9月にはチューリンゲン諸邦・ザクセンが「中部ドイツ通商同盟」Mitteldeutscher Handelsvereinをそれぞれ組織し、ドイツ連邦内部において局地的な関税同盟が鼎立するに至つた（地図3）。⁽⁴²⁾ この結果オーストリアは、政治的には連邦の関税制度を管轄する連邦議会の盟主としての立場を大きく浸食される一方、経済的には、当面はチューリンゲン諸邦の中部ドイツ通商同盟を経由して外国貿易を維持したとはいえ、今後ヘッセン・カッセル選帝侯国の動向次第では中部諸邦経由の通商経路を遮断される危険があつた。なおイギリスも中部ドイツを経由してオーストリア通商を展開する以上、当該地方をめぐる関税制度の動向に強い関心を払うことになる。⁽⁴³⁾

だがプロイセンは、まず1829年5月に南ドイツ関税同盟と通商条約を締結する一方、続く同年7月には中部ドイツ通商同盟に加盟する中部諸邦のうち、ザクセン・ゴータ公国、ザクセン・マイニンゲン公国と、相互に商品移動の自由を認める道路協定を結んだ。⁽⁴⁴⁾ かくしてドイツ関税同盟の成立＝チューリンゲン経由英仏通商の遮断に向けた制度的・物理的準備は着実に進んだのである。

地図3 オーストリア支配領域（戦後）



② 通商政策の転換

i) イギリス：ハスキッソン通商政策とレヴァント貿易

リヴァプール内閣は1820年代初頭に改革派の官僚を登用し（改進的トーリー主義 Liberal Toryism）、商務院総裁ハスキッソン William Huskisson (1822-27年) が通商改革に着手する。まず関税制度に関しては、1822年に穀物輸入の規制条件を緩和し、1825年には原料・製品関税を大幅に削減する一方、機械輸出の禁止制度を許可制度へと転換した。⁽⁴⁾ また海運制度について、1822年の航海条令はヨーロッパ貿易における輸出港所属商船の仲介貿易を認めたが、その主な対象品目は各種木材（帆柱・建材・板材）、ピッチ・タール、大麻・亜麻、穀物、各種果実（レーズン・イ

チジク)・オリーブ油・ワイン・煙草など、要するにバルト海・地中海世界に固有の产品であつて、実質的にロシア产品輸入におけるプロイセン商船の仲介、あるいはトルコ产品輸入における地中海諸港(ギリシア・イタリア)の中継を保証するものであった。なお 1825 年の航海条令は植民地貿易における外国商船の仲介を認め、⁽⁴⁶⁾ また同年にはレヴァント会社の貿易特権が失効し、イギリス貿易業者の地中海貿易が自由化された。⁽⁴⁷⁾

並行して大陸諸国の通商規制を解消するべく互恵通商条約の締結が交渉されたが、イギリス穀物関税の存在が桎梏となって、交渉は概ね挫折している。将来的な製品販路の拡張には、国内的には穀物関税を見直すとともに、対外的には新たな交渉相手を模索することが必要となった。⁽⁴⁸⁾

ii) オーストリア：シュタール通商政策とアドリア海貿易

通商委員会議長シュタールは、終戦直後こそ経済再建を優先して禁止制度の廃止を認めたものの、もともと競争力向上・消費者保護の観点、あるいは密輸防止・税収確保の必要から当該制度には批判的であり、1820 年代には関税制度への移行を提唱している。⁽⁴⁹⁾ これに対して禁止制度を重視する財務長官シュタディオンは、1824 年に通商委員会を解散し、通商政策の権限を回収する。だがその直後シュタディオンが急逝する一方、シュタールは内務長官 Hofkanzlei として政府中枢にとどまり、しかも新任の財務長官ナダスト Nádasd (1824 - 30 年) は財政再建に精力を集中したため、通商政策はシュタールの育成した革新官僚の主導するところとなった。⁽⁵⁰⁾ かくしてまず 1825 年には大麻の輸出関税が引き下げられ、⁽⁵¹⁾ 続く 1828 年・29 年の関税改革では多数の品目について禁輸措置が廃止、かつ輸入・輸出税率とも削減されるなど、禁止制度は大幅に後退している。⁽⁵²⁾

並行してシュタールは新たな通商圈の開拓に努めている。まず北海・バルト海貿易に対抗する手段としてシュタールはトリエステ拠点のアドリア海・地中海貿易に期待し、既に通商委員会議長の時代から東方状勢に関する専門官僚の養成を進め、⁽⁵³⁾ 1822・24 年にはレヴァント諸港の領事料金を減額・全廃している。⁽⁵⁴⁾ またシュタールの退任後、1829 年にはヴェネツィアが自由港化され、本国の関税体系から解放された。⁽⁵⁵⁾ さらにシュタールは地中海貿易の延長として新大陸市場に関心を示していたが、これも最終的に 1827 年 6 月にブラジルとの、⁽⁵⁶⁾ 1829 年 8 月にはアメリカとの、通商条約へと帰結している。⁽⁵⁷⁾ だがレヴァント産品の輸出には最大の消費市場イギリスとの通商促進が先決であり、またレヴァント産品の確保には、当時ギリシア独立戦争・露土戦争の戦費調達のためにオスマン政府が導入していた外国商人の内陸通商に対する臨時の取引税が負担となっていたり、その撤廃にはイギリスとの共同歩調が必要とされた。⁽⁵⁸⁾ さらに地中海を経由する大西洋貿易の成長には英領マルタ・ジブラルタルでの寄港・補給が不可欠であった。⁽⁵⁹⁾

またライン・エルベ河川航行に対抗したドナウ河汽船事業の試みも続行され、1829 年にはイギリスの造船技師アンドリュース John Andrews・プリチャード Joseph Prichard に汽船建造・航路運行の特権(15 年期限)が認可され、株式企業「第一ドナウ汽船会社」Erste Donau-Dampfschiffahrts-Gesellschaft (DDSG) が設立された。同社は株式資本 100,000 グルデン (500 グルデン × 200 株) を調達する一方、イギリスの「ブルトン・ワット社」Boulton Watt & Co. からエンジン供給を受け、1830 年の試験運行を経て 1831 年からウィーン=ペスト間の定期運行を開始する。この結果、当該区間 300km の所要時間は、陸上輸送の 48 時間から汽船輸送の 14 時間へと大幅に短縮された。⁽⁶⁰⁾ だが将来的にドナウ下流域を南下・東進して黒海と接続するには、1826 年のアッケルマン条約・1829 年のアドリアノープル条約によってスリナ水道管理権・ルーマニア支配権を強化したロシアの動静に留意しなければならなかった。⁽⁶¹⁾

③ 負債償還交渉

英澳両国が、ロシア南下政策を牽制する外交関係、プロイセン関税政策に対抗した通商関係において相互に提携する必要を認めるなか、その実現には懸案の負債問題の処理が先決であった。

i) 1822年のヴェローナ会議

スペイン革命・南米独立戦争の発生に対応するべく1822年10-12月にヴェローナ会議が開催され、外相キャニングはウェリントン公爵、駐墺大使スチュアート Lord Stewart (1814-23年) を派遣した。⁽⁶²⁾ イギリス代表団は折を見てメッテルニヒと負債問題を協議し、同年10月19日の会談では、負債総額 23,515,890 ポンドから、滞納利子 10,601,955 ポンド・滞納利子に対する利子 6,693,935 ポンドの請求を放棄すること、また未払元本 6,220,000 ポンドのうち、三分の一の 2,073,333 ポンドを削減し、残る三分の二の 4,146,667 ポンドのみ請求すること、うち 3,000,000 ポンドは正貨支払、1,146,667 ポンドは現物支払とし、期限は2年間とすること、以上の提案を示した。⁽⁶³⁾

これに対してメッテルニヒは、負債問題があくまで財務庁の管轄であることを理由に十分な協議に応じていない。他方、財務長官シュタディオンの計算によれば1822年度の国家予算が赤字 2,000 万グルден=200万ポンドを記録するなか、2年以内の現金払い 300 万ポンドの捻出は物理的に困難であるほか、現物弁済の候補とされる水銀・木材の生産年額はそれぞれ 30 万ポンド・15 万ポンド=合計 45 万ポンド相当にすぎず、イギリスの提案する 2 年以内の現物弁済 114 万ポンドの充足は困難であるとした。このためメッテルニヒは対案として、負債残高を総額 300 万ポンドまでさらに削減、うち現金支払 200 万ポンド・現物弁済 100 万ポンドとする対案を提示した。

1822年12月、外相キャニングは最終的にこの提案を受諾、ただしその条件として翌年2月の議会会期に先立つ協定締結・支払開始を求めた。⁽⁶⁴⁾

ii) 1823年の公債発行交渉

1823年1月、オーストリア財務長官シュタディオンは1824年の財政赤字を3,500万グルден(350万ポンド)と見積もり、負債総額を300万ポンドまで削減しても現状での返済は困難と判断した(図5)。このためメッテルニヒは、対英債務の返済資金を工面する手段として、ロンドン市場における5%利付公債300万ポンドの発行を計画し、その発行相場・市場相場の差益によって200万ポンドを調達、債務支払へと充当することを提案した。⁽⁶⁵⁾ イギリス政府はこの公債計画を拒否したが、同年2月17日の貴族院審議において野党ウィッグの有力議員ランズダウン Lansdown がヴェローナ会議における英澳交渉の首尾を質問すると、首相リヴァプールは交渉が現在最終段階にあり、間もなく協定締結を報告できる見込みであるとの虚偽の答弁をせざるを得なかった。⁽⁶⁶⁾ このため外相キャニングは負債交渉の解決を急ぎ、同年2月、即座の協定署名を条件として、負債残高を300万ポンドから250万ポンドまでさらに削減する一方、支払は現物弁済によらず、全て金属正貨によること、また支払期限は最長2年半とすること、以上の提案を外務官僚ゴードンに指示した。⁽⁶⁷⁾

他方、外相メッテルニヒも公債計画の実現のため非外交的手段 extra-diplomatic channels に訴え、減価紙幣の回収資金を調達する公債発行を主導したウィーン銀行団を統括する個人商会サルモン・ロートシルト Salmon Rothschild に接近し、その血族で1797年ロンドンへと移住したネイサン・ロスチャイルド Nathan Rothschild を通じて、蔵相ロビンソン Frederick John Robinson (1823-27年)への説得を打診した。これを受けてロスチャイルド商会は、ベアリング商会、レイド・アーヴィング商会と提携し、駐英公使ノイマン Philipp von Neumann (1804-43年) と対応を協議する一方、議員アーヴィングは非公式に訪墺して公債発行の条件を交渉している。この結果ロンドンの三大商会は、1823年5月に5%利付オーストリア公債の共同発行に同意、続く7月には発行相場につい

てウイーン銀行団と合意し、最終的に 10 月にはオーストリア政府と発行契約を締結した。額面総額は 300 万ポンドとされたが、発行相場は 82.66 % とされたため、実質の調達金額は 250 万ポンドとなり、これによってオーストリア政府は必要資金を確保、イギリスへの負債返済が可能となるはずであった。また公債発行は 4 年間の 6 回分割（① 1823 年 12 月：10 万ポンド、② 1824 年 8 月：20 万ポンド、③ 1825 年 4 月：30 万ポンド、④ 1825 年 12 月：30 万ポンド、⑤ 1826 年 8 月：30 万ポンド、⑥ 1827 年 6 月：130 万ポンド）で順次実施されることになった。⁽⁶⁴⁾

なお 1824 年 1 月 1 日にオーストリア公債の目論見書 prospectus が公示されたが、金融市場における取引相場は間もなく 5 % の割増がつくほど高騰し、2 月中旬段階には 92.5 % まで下降するものの、年間平均相場は 1824 年度で 93 %、1825 年度で 94 % へと回復、いずれにしても発行相場を大幅に上回った。かくして公債発行を仲介した三大商会は巨額の差益を獲得したとされる。⁽⁶⁵⁾

並) 1823 年の英奥負債協定

返済資金を確保した外相メッテルニヒは、イギリスの駐奥大使ウェルズリー Henry Wellesley (1823 – 31 年)・外務官僚ゴードンと債務処理の協議を進め、最終的に 1823 年 11 月 17 日に英奥負債協定が成立する。この結果、まず第 I 条において、対英負債は総額 250 万ポンドまで削減され、第 II 条では、オーストリア政府の債務償還を代行する仲介業者として、上記の三社（ベアリング、レイド・アーヴィング、ロスチャイルド）が指定された。また第 III 条では、当該協定の批准後間もなく、イギリス政府はオーストリア全権に対して、債権証書・オーストリア政府債券を引き渡し、イギリスはこれらの対債権に関する請求を一切放棄すること、第 IV 条では、当該協定をもって、これまで両国間に存在してきた、あるいは存在すると主張してきた、いかなる金銭的な請求権も放棄されること、以上が確認された。協定は同年 12 月 11 日に批准された。⁽⁶⁶⁾

当該協定の概要は 1824 年 2 月 3 日に議会に公表されたが、2 月 6 日の庶民院審議において野党 ウィッグの議員ジェイムス William James は、議会の承認なき外相キャニングの条約批准を越権行為として非難し、その無効を訴えた。⁽⁶⁷⁾ しかし負債問題の争点となったのは、むしろ 2 月 24 日の庶民院予算審議における政府の動議である。減債基金の制度改革を進める蔵相ロビンソンは、①オーストリア公債の元利支払に関する独立した「帝国年金」 Imperial annuities を、通常のイギリス国債の元利支払に関する年間 3 % の減債基金「整理年金」 consolidated annuities と統合し、負債償却の統一化・効率化を図ること、②期限以前の支払に対しては返済金額の 5 % 減免 discount を行い、債務返済の迅速化を図ること、その差損を補填する経費として年間 5 万ポンドを国家予算に計上すること、以上を提案したのである。この動議をめぐって、トーリー政権の通貨・金融政策を牽引する論客ベアリング Alexander Baring は、自身の経営する金融商会が当該公債に参与する立場ながら、公債相場の下落を回避する観点から計画の必要を認める一方、野党 ウィッグの議員ヒューム Joseph Hume は公債事業を仲介するロンドン個人商会の収益のみ保証するような国費投入には強く反対した。⁽⁶⁸⁾ だが続く 26 日の予算審議ではむしろ教会修繕経費 50 万ポンドに批判が集中し、その縮小を条件としてオーストリア公債支払への補填経費が承認されるに至った。⁽⁶⁹⁾ かくして 1824 年 3 月 16 日の立法は、その第 I 条において、外相キャニングがオーストリア政府と締結した、負債総額 250 万ポンドへの減額に関する協定を追認し、また第 II 条では、ロンドン個人商会三社がイギリス国庫に対して 250 万ポンドを 4 年間・6 回分割で支払うこと、期限以前の前払には 5 % の割引を適用し、その差損は国庫で補填すること、以上を公式に確認したのである。⁽⁷⁰⁾

④ 通商条約交渉

i) 通商条約交渉の生成・展開

負債問題の解決を受けて1824年、通商条約をめぐる交渉が開始される。まずイギリス外相キャニングは駐英公使ノイマンに対して、さしあたり地中海諸港を含む英領での両国商船の平等待遇を提案している。⁽⁷³⁾ これに対してオーストリア財務長官ナダストは、追加条件として、①オーストリア商船に対して航海条令の適用を免除し、イギリス・レヴァント貿易の中継活動を容認すること、②英領マルタ・ジブラルタルでの寄港・補給を承認すること、以上を要求した。⁽⁷⁴⁾ だがこの間イギリスでは農業不況の長期化に伴い「純トーリ一路線」Purely Tory Line が復権し、ウェリントン内閣・商務院総裁フィッツ杰ラルド Fitzgerald (1828-30年) は保護主義への回帰を図り、1828年の穀物関税では地主・農業利害に配慮した伸縮関税を採用した。⁽⁷⁵⁾ また英墺通商交渉に関しても、イギリスがオーストリアに対して英領植民地・レヴァントでの貿易特権を認めたところで、海外植民地を持たないオーストリアがイギリスに相応な交換条件を提供できない以上、双務条約の原則に基づく両国の通商交渉は困難であるとし、航海条令の免除を拒否した。⁽⁷⁶⁾

だが、まず経済的には上記1829年8月の米墺通商条約によってアメリカ商船がトリエステでの產品買付に参入した結果、これまでレヴァント產品の北米輸出を独占してきたイギリス商船にとって、その通商活動を保証する英墺通商条約の整備は急務となった。またプロイセンは1829年5月に南ドイツ関税同盟と通商条約を締結し、続く同年7月に中部ドイツ通商同盟の二公国と道路協定を結ぶなか、英墺両国にとってエルベ河に代わる貿易経路の確保は死活問題となった。他方、外交面では、1829年9月のアドリアノープル条約によってロシアがルーマニア保護権・ドナウ河口管理権を強化するなか、外相アバディーンにあっても英墺関係の強化が喫緊の課題となつた。⁽⁷⁷⁾

ii) 1829年の英墺通商条約

かくして1829年12月21日に英墺通商条約が締結される。以下その概要を確認しよう。⁽⁷⁸⁾

まず第I条は、「連合王国において入港・出港するオーストリア船舶、及びオーストリア諸港において入港・出港するイギリス船舶は、それぞれ上記諸港において入港・出港する本国船舶に対して賦課されている・又は将来賦課される料金以外に、いかなる支払義務も負わない」とし、寄港船舶に対する港湾料金におけるイギリス船・オーストリア船の対等関係を保証した。

次に第II条は、「両国の国内で栽培・生産・製造された全ての品目は、連合王国・オーストリアの諸港において、一方の国の船舶による場合と同等な条件において、他方の国の船舶によって輸入・輸出される」とすなわち相互に自國產品・相手国產品の輸送におけるイギリス船・オーストリア船の対等関係を保証した。

続く第III条は、「イギリス国内で栽培・生産・製造されたのではない全ての品目は、連合王国からオーストリアの諸港へとイギリス船によって合法的に輸入され、同様な品目がオーストリア船によって輸入された場合に課されるのと同等な料金のみ支払う。同じくオーストリア国内で栽培・生産・製造されたのではない全ての品目も、連合王国諸港へとオーストリア船によって合法的に輸入されるが、上記の原則〔すなわち同様な品目がイギリス船舶によって輸入された場合に課されるのと同等な料金のみ支払うという原則——引用者〕は連合王国の諸港においても適用される」とし、相互に第三國品の輸送におけるイギリス船・オーストリア船の対等関係を保証した。

また第IV条は、「両国諸港へと合法的に輸入された全ての財貨・物品・商品は、外国船舶で輸入された場合も、自國船舶で輸入された場合も、同等の税率を採用される。また両国諸港から合法的に輸出された全ての財貨・物品・商品は、外国船舶によって輸出された場合も、自國船舶によって

輸出された場合も、同等の獎励金・払戻金・許可を付与される」とし、輸送商品に対する関税税率におけるイギリス船・オーストリア船の対等関係を保証した。

その上で第V条では、「一方の国から他方の国へと輸入されるいかなる作物・產品・製品についても、その購入に関して、これらの品目を輸入する船舶の国籍を根拠・基準に、何らかの優先・優遇を付与することはない。いずれの国の政府・企業・団体・その代理によってであれ、直接的にであれ間接的にであれ、自身の利益のためであれ権威のためであれ、この点に関するいかなる区分・差別も行わない」とし、海運活動における対等関係をあらためて確認している。

なお第VI条は、「現在東インド会社が特許状によって独占する英領インドにおけるオーストリア船舶の貿易活動に関して、イギリス政府はオーストリア臣民に対し、あらゆる条約・議会立法のもとで最恵國の臣民が享受しているのと全ての点で同等の便宜・特權を付与する。すなわち、他の商船・臣民に対して適用されている、あるいは将来適用される、法律・規則・制度・制限を適用し、上記地域との貿易活動に関して同等な便宜・特權を付与する」として、英領インドとの海運活動におけるイギリス船・オーストリア船の対等関係を保証した。ただしオーストリア海運活動の実績から判断すると、スエズ運河が開通する以前の段階において、実質的にオーストリア船がインド通商に参入する余地は無かったと言える。

かくして両国は、第II条で両当事国の國産品はもちろん、第III条では第三國の產品＝再輸出品についても、相互に輸入することを認め、かつそれぞれ相手国船舶に対しては「自國商船に対する場合と同等な港湾料金・関税」のみ賦課し、差別的な課税を課さないことを確認した。この結果オーストリアが要求するイギリス向けレヴァント產品輸出に対する平等が保証されたのである。⁽¹⁰⁾

Ⅲ) 英奥通商条約の限界

同時に当該条約の限界としては下記の点を指摘しうる。

まず第III条は、第三國品の輸送行程としてあくまで両当事国のオーストリア・イギリス間を想定したため、オーストリア商船はイギリス向け產品をレヴァント諸港で買い付けた後、当該商品を一度トリエステへと持ち込み、その上であらためてイギリス諸港へと輸出し直さねばならなかった。このため、オーストリア商船が当該商品をレヴァント諸港から直接イギリスへと輸送すること、すなわちイギリス・トルコ貿易を直接媒介することは依然として禁止されたのである。

また第VII条は、「ヨーロッパにおける全てのイギリス領土は、地中海におけるイギリス領土を除き、本条約の全ての目的に関して、連合王国の一部とみなされる」としており、イギリス地中海貿易にとって重要な意味をもつマルタ・ジブラルタルを条約の適用から除外している。このため地中海経由のオーストリア新大陸貿易も制限された。⁽¹¹⁾

さらに全体として規制緩和の重点は主に海運制度のそれに置かれ、関税制度の現状は温存されたため、両国とも国内産業を防衛できた反面、海外販路を開拓する効果は薄かったと言える。

かくして前述 1823 年のウィーン協定がイギリス金融利害の譲歩による対英債務の緩和を確認したとすれば、1829 年の英奥通商条約はオーストリア商業利害の譲歩を意味するとともに、対英輸出の推進による対英黒字の獲得は対英債務の支払を保証したと言えよう。⁽¹²⁾

註

- (1) 北原 敦編『イタリア史』〔世界各国史⑯〕山川出版社 2008 年、352 - 366 頁。
- (2) R. Charmatz, *Geschichte der auswärtigen Politik Österreichs im 19. Jahrhundert*, Leipzig, 1912, 2Bde., Bd. 1, Kapitel IV-A; 矢田、前掲書、85 - 86 頁。
- (3) M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 53- 63; 柴 宜弘編『バルカン史』〔世界各国史⑰〕山川出版社 1998 年、160

- 162 頁。
- (4) C. Webster, *op. cit.*, Vol. 2, pp. 367- 382; R. Charmatz, *a. a. O.*, Bd. 1, Kapitel IV- B; R. R. Florescu, *The Struggle against Russia in the Romanian Principalities 1821- 1854*, München, 1962 (Rep., Iasi, 1997), Chapter 5.
- (5) 小林 昇「重商主義——イギリス初期ブルジョワ国家の経済政策体系——」大塚・高橋・松田編『西洋経済史講座』〔II〕岩波書店 1960 年所収、398 — 400 頁。
- (6) D. O. MacGowen, "The Navigation Acts as applied to European Trade", *American History Review*, Vol. 9, 1903- 04; 宇治田富造『重商主義植民地体制論』(I)青木書店 1964 年、132 — 196 頁。
- (7) 諸田、前掲書、第一章「『プロイセン關稅法』の制定とその意義」、大西健夫『ハルデンベルク租税改革とプロイセン国家財政再建』早大出版部 1978 年、95 — 115 頁。
- (8) W. O Henderson, *The Zollverein*, London, 1939 (3rd ed., 1984), pp. 46- 47; 諸田、前掲書、15 — 16 頁。
- (9) W. O Henderson, *op. cit.*, pp. 47- 49; 諸田、前掲書、17 — 18 頁。
- (10) A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik*, S. 6; K. Hudczek, *Österreichische Handelspolitik im Vormärz, 1815- 1848*, Wien, 1918, S. 21- 24.
- (11) A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik*, S. 8- 9; K. Hudczek, *a. a. O.*, S. 92- 93.
- (12) A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik*, S. 7- 8, 13- 14; K. Hudczek, *a. a. O.*, S. 12- 16, 29- 30.
- (13) K. Hudczek, *a. a. O.*, S. 45- 46, 63- 65, 73- 74.
- (14) なおモルガンはその後「イースタン汽船会社」Eastern Steam Navigation Company の造船技師・技術顧問に就任するが、イギリス議会・インド汽船航路特別委員会での意見聴取に際して、オーストリア海運業界に 20 — 30 隻の汽船を建造・供給してきたことを証言している。Parliamentary Papers, 1851, Vol. XXI- 1 (372), pp. 463- 468.
- (15) 従来は船舶重量・停泊期間・積荷種類に関係なく、一律 28 協定グルデン fl. CM であったが、1824 年以後、外国商船は船舶重量に応じてトン当たり 20 クロイツァーの基本料金、積載貨物がバラスト又は積載容量の半分未満で出港する場合、トン当たり 9 クロイツァーの追加料金、灯台料金としてトン当たり 3 クロイツァー、健康証明書の発行手数料として一律 2.5 — 4 協定グルデン、以上が課された。これに対してオーストリア商船はトン当たり 4 クロイツァーのみ課金され、標準的な 150 トン規模の場合、国内・外国商船の負担差額は 43.5 協定グルデン = 4 ポンド 7 シリングと算定された。
- (16) A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik*, S. 397- 398; W. Steinmetz, "Österreichs Levantehandelspolitik nach dem Wiener Kongress", *Österreich in Geschichte und Literatur*, Bd. 14, 1970.
- (17) Donau-Dampfschiffahrts-Gesellschaft(以下 DDSG), *Denkschrift der Ersten k. k. Donau-Dampfschiffahrts-Gesellschaft zur Erinnerung ihres fünfzigjährigen Bestandes*, Wien, 1881, S. 3- 4.
- (18) K. Jones- Jokl, *Die handelspolitischen Beziehungen zwischen Österreich und England von Beginn des 19. Jahrhunderts bis 1875*, Zürich, 1919; H. Pavelka, *Englisch- österreichische Wirtschaftsbeziehungen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, Wien, 1968; A. Wandruszka/ P. Urbanitsch(Hg.), *Die Habsburgermonarchie im System der Internationalen Beziehungen*, Wien 1989, Kapitel VII- F.
- (19) H. Pavelka, *a. a. O.*, S. 124- 137.
- (20) H. Pavelka, *a. a. O.*, S. 137- 138.
- (21) H. Pavelka, *a. a. O.*, S. 140. ちなみにトリエステの場合、1820 年代のイギリス輸入推計 5,000 — 6,000 万ポンドに対する比重は 0.5 %、輸出推計 4,000 — 5,000 万ポンドに対する割合も 1 — 2 % にすぎない。A. H. Imlah, *Economic Elements in the Pax Britanica*, Cambridge, Mass., 1958, pp. 37- 38; B·R·ミッケル(中村宏・牧子訳)『ヨーロッパ歴史統計：1750 — 1993』東洋書林 2001 年、451 — 453 頁。
- (22) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 147- 148; *Parliamentary Debates*, 1st Series, 1816, Vol. XXXII, c. 1027, 1030.
- (23) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 148- 150; *Parliamentary Debates*, 1st Series, 1816, Vol. XXXIV, c. 863.
- (24) *Parliamentary Papers*, "Austrian Loans: Correspondence", Nos. 60- 62, pp. 44- 45.
- (25) I. C. Nichols, "Britain and the Austrian War Debt, 1821- 1823", *Historian*, Vol. 20, 1958, pp. 329- 330. なお敗戦国のフランスが短期に巨額の賠償支払を完了できたのは、ペアリング商会のフランス公債発行によって必要資金が供

- 給されたためである。L. H. Jenks, *Migration of the British Capital to 1875*, London, pp. 31- 40; 玉置紀夫「ペアリング商会とフランス公債（1816－18年）」『三田商学研究』第14巻第6号1972年、入江、前掲書、113－117頁。
- (26) C. K. Webster, *op. cit.*, Vol. 2, pp. 401- 402, "Note: Repayment of the Austrian Loan".
- (27) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 149- 150; *Parliamentary Debates*, 2nd Series, 1821, Vol. IV, c. 1219- 1226. イギリスの対債権は、当初元本 6,220,000 ポンド (= 1795 年公債 460 万 + 1797 年公債 162 万)、1798 以来の未払利子は 1822 年時点 10,601,955 ポンド、その立替に対する利子 6,693,935 ポンド、以上合計 23,525,890 ポンドと算出された。 *Parliamentary Papers*, 1821, Vol. XXIII- 13 (54), 1822, Vol. XX- 189 (293).
- (28) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 150- 151. なお議員アーヴィングの人達は、彼が共同運営する金融機関レイド・アーヴィング商会 Reid, Irving & Co. が去る 1818 年 1 月の対債権付に参与した実績による。L. H. Jenks, *op. cit.*, p. 350, n. 25. なお駐奥公使ゴードンは元駐奥大使アバディーン（後の外相・首相）の実弟にあたる。
- (29) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 151- 154.
- (30) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 154- 158; I. C. Nichols, *op. cit.*, pp. 330- 331.
- (31) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 159- 160; I. C. Nichols, *op. cit.*, pp. 331- 332.
- (32) *Parliamentary Debates*, 2nd Series, 1822, Vol. VII, c. 1433.
- (33) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 161- 162.
- (34) K. Jones- Jokl, *a. a. O.*, S. 22, 24.
- (35) K. Jones- Jokl, *a. a. O.*, S. 24- 25; A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik*, S. 310- 311, 597.
- (36) K. Jones- Jokl, *a. a. O.*, S. 25- 26; A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik*, S. 312- 313.
- (37) H. W. V. Temperley, *The Foreign Policy of Canning 1822- 1827*, London, 1925, Chapters 14, 15.
- (38) M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 63- 65; B. Jelavich, *Russia and the Formation of the Romanian National State 1821- 1878*, Cambridge, 1984, pp. 21- 28.
- (39) V. N. Vinogradov, "George Canning, Russia and the Emancipation of Greece", *Balkan Studies*, Vol. 22, 1981.
- (40) M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 65- 73; B. Jelavich, *Russia and the Formation of the Romanian*, pp. 28- 31.
- (41) メッテルニヒの東方外交については、E. Molden, *Die Orientpolitik des Fürsten Metternich, 1829- 1833*, Wien, 1913.
- (42) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 57- 69; 諸田、前掲書、第二章。
- (43) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 95- 99; 諸田、前掲書、26- 27 頁。
- (44) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 75- 76; 諸田、前掲書、23- 24, 115- 129 頁。
- (45) A. Brady, *William Huskisson and Liberal Reform*, London, 1928; W. Page, *Commerce and Industry*, 2 vols., London, 1919, Chapter III; 吉岡昭彦編『イギリス資本主義の確立』御茶の水書房 1968 年、383- 389 頁。
- (46) J. H. Clapham, "The Last Years of the Navigation Acts", *English Historical Review*, Vol. 25, 1910, pp. 481- 482.
- (47) A. C. Wood, *op. cit.*, pp. 199- 202.
- (48) A. Redford, *Manchester Merchant and Foreign Trade 1794- 1858*, Manchester, 1934, Chapter VII.
- (49) A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik*, S. 6- 7, 9- 10; K. Hudeczek, *a. a. O.*, S. 27- 30. 議長シュタールは財務長官シュタディオン宛て覚書（1821 年 12 月 25 日）で次のように主張する。すなわち、「①国内で必要とされる製品、国内でも十分存在する商品の貿易を解禁するべきである、②先進技術の導入によって安価な生産が実現する商品は国内で生産を試みるべきである、③その実現まで当該商品の生産は外国製品から保護するべきである、④通過貿易は可能な限り解禁されるべきである」。
- (50) A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik*, S. 12- 13; K. Hudeczek, *a. a. O.*, S. 24- 25. なお三月前期の中央政府については、E. R. Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, 8Bde., Stuttgart, 1960, Bd. 2, S. 10- 14.
- (51) H. Pavelka, *a. a. O.*, S. 134- 135.
- (52) A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik*, S. 13- 14; K. Hudeczek, *a. a. O.*, S. 139- 140.
- (53) A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik*, S. 11- 12. 既存の「オリエント・アカデミー」Die orientalische Akademie は、東方外交の観点から外務官僚の養成を目的とし、語学教育を重視したが、シュタールは東方貿易の利害からむしろ通商官僚の育成を課題とし、博物・地理・統計・通商・海事法制など多様な角度での教育を奨励している。

- A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik*, S. 552- 561.
- (54) A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik*, S. 396- 399; M. Sauer, "Zur Reform der österreichischen Levante-Konsulate im Vormärz", *Mitteilungen des österreichischen Staatsarchivs*, Bd. 27, 1974. 旧来一律2%の領事料金は、まず1822年にはコンスタンチノープルで全廃、アレクサンドリア・スマルナでは1%に減額、続く1824年には後者でも廃止した。
- (55) H. Pavelka, *a. a. O.*, S. 148, 156.
- (56) A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik*, S. 10- 11; C. Parry(ed.), *op. cit.*, Vol. 77, pp. 257- 262. メッテルニヒはウィーン会議後ポルトガルとの友好関係を重視し、1817年に第2皇女マリア Maria (1797 - 1826年)とポルトガル王子ドン・ペドロ Don Pedroとの婚姻を斡旋したが、後者はその後ポルトガルから独立したブラジル帝国の初代皇帝ペドロ一世 (1822 - 31年)として即位したため、ハプスブルク家はブラジル皇室と親族関係にあった。
- (57) H. Pavelka, *a. a. O.*, S. 32, 146- 147; C. Parry(ed.), *op. cit.*, Vol. 80, pp. 53- 64.
- (58) A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik*, S. 399- 400, 606.
- (59) H. Pavelka, *a. a. O.*, S. 105, 108.
- (60) DDSG, *Denkschrift*, S. 7- 10; ders., *125 Jahre Erste Donau-Dampfschiffahrts-Gesellschaft, 1829- 1954*, Wien, 1954, S. 11- 15; 佐々木洋子『ハプスブルク帝国の鉄道と汽船——19世紀の鉄道建設と河川・海運航行——』刀水書房2013年、第四章。
- (61) 抽稿「19世紀前半におけるロシア黒海貿易と南下政策——モルグヴィア・ワラキア支配の意義と限界——」『鳥取大学・教育センター紀要』第7号2010年、68 - 71頁。
- (62) 藤井信行「ウィーン体制とイギリス外交政策——イギリスのヴェロナ会議(1822年)への対処をとおして——」『川村短期大学研究紀要』第19号1999年。なおこれに先立って、生前カスルレーが参加を予定していたウィーン会議が9月に開催されたが、ウェーリントンのウィーン到着は9月29日までずれ込み、メッテルニヒ・シュタディオンとの個別会談において、負債問題の実質的な進展はなかった。I. C. Nichols, *op. cit.*, pp. 332- 335.
- (63) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 162- 163; I. C. Nichols, *op. cit.*, pp. 336- 340.
- (64) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 164- 165; I. C. Nichols, *op. cit.*, pp. 340- 342.
- (65) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 168- 170.
- (66) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 170- 171; *Parliamentary Debates*, 2nd Series, 1823, Vol. VIII, cc. 124- 125.
- (67) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 166- 167.
- (68) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 172- 173; *Parliamentary Papers*, 1824, Vol. XVI- 401(35).
- (69) 発行商会の収益規模については諸説存在する。駐英公使ノイマンは1824年1月の時点では仲介業者三社で10 - 30万ポンドと推定していたが、同年4月の段階では182万4,600ポンド(額面の三分の二)、したがって一社あたり60万ポンドと計算している。K. F. Helleiner, *op. cit.*, p. 174; I. C. Nichols, *op. cit.*, p. 344.
- (70) K. F. Helleiner, *op. cit.*, p. 173; I. C. Nichols, *op. cit.*, pp. 342- 343; L. Hertslet, *A Complete Collection of the Treaties and Conventions, and Reciprocal Regulations*, London, 1827, Vol. 3, pp. 4- 7; 入江、前掲書、169 - 170頁。
- (71) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 174- 175; *Parliamentary Debates*, 2nd Series, Vol. X, cc. 101- 102.
- (72) K. F. Helleiner, *op. cit.*, pp. 175- 176; *Parliamentary Debates*, 2nd Series, Vol. X, cc. 437- 444. 計画の背景にある歳相ロビンソンの減債基金改革に関しては、E. L. ハーグリーヴズ(一ノ瀬・齊藤・西野訳)『イギリス国債史』新評論1987年、152 - 153頁、仙田左千夫『イギリス減債基金制度の研究』法律文化社1998年、112 - 113頁。
- (73) *Parliamentary Debates*, 2nd Series, Vol. X, cc. 497- 501.
- (74) L. Hertslet, *op. cit.*, Vol. 3, pp. 7- 10.
- (75) H. Pavelka, *a. a. O.*, S. 59- 60.
- (76) H. Pavelka, *a. a. O.*, S. 58- 59.
- (77) W. Page, *op. cit.*, pp. 73- 75; 吉岡編、前掲書、392 - 394頁。
- (78) H. Pavelka, *a. a. O.*, S. 59- 60.
- (79) H. Pavelka, *a. a. O.*, S. 60- 61, 84- 85.

- (80) A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik*, S. 597- 598; K. Jones- Jokl, *a. a. O.*, S. 27- 28. 条約条文は、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 80, pp. 235- 242.
- (81) H. Pavelka, *a. a. O.*, S. 61- 62. なお第9条において有効期限は1836年3月18日とされ、両国とも更新の意向が無い場合、同日から12ヶ月で失効するとされた。
- (82) H. Pavelka, *a. a. O.*, S. 33- 34.
- (83) K. Jones- Jokl, *a. a. O.*, S. 27.

むすび

対仏戦争に伴い生成・展開した英墺外交・通商関係を、負債問題の観点から整理しよう。

まず外交面では、対仏戦争において西方の英仏対立・東方の露土対立が並行するなか、両者の中間に位置するオーストリアが、ロシアとの対土同盟からイギリスとの対仏同盟へと外交方針を転換したことは、対仏戦争の帰趨に対して大きな影響を与えた。のみならずウィーン会議を通じてヨーロッパにおけるロシアの、中欧におけるプロイセンの台頭が顕著となった結果、一方ではレヴァント問題をめぐって英露関係が、他方ではドイツ連邦の主導権をめぐって普墺関係が緊張したため、英墺関係の紐帶は戦後の国際政治における一つの枢軸として機能することになる。こうした英墺関係の形成・展開を考える上で、資金援助の問題は大きな役割を果たした。すなわち、戦時における対仏同盟の形成においては、オーストリアの兵力供給を代償とする一連の資金援助・公債発行が、条約締結の不可欠の要件となる一方、戦後における英墺関係の展開においては、イギリス議会・世論においてオーストリアの借金不払に対する批判が高まるなか、1823年の負債処理協定によるイギリス側の譲歩=債権の一部放棄が、友好維持を可能としたのである。

なお対仏戦争における英墺両国の公債契約は、資金供給の形態として、従来の補助金形式に代わる新たな公債発行方式を創出し、19世紀ロンドン金融市場における外債発行の発達に大きな足跡を残した。なかでも自由主義段階から帝国主義段階にかけてイギリス資本主義の基軸が工業生産から金融活動に移行し、海外進出の手段として政府貸付を代償とする利権獲得が、また海外支配の形態として債権回収を名目とする財源統制が、発達する上で、重要な布石を占めたと言えよう。

また通商面では、英仏戦争に伴うバルト海貿易・植民地貿易の規制が進むなか、トリエステが貿易活動・密輸取引の中継基地として機能したことは、大陸封鎖に直面したイギリスの物資調達において極めて重要な意味をもった。加えて戦後、大陸各国が保護政策を展開するなか、1829年の英墺通商条約に伴うトリエステ経由の両国貿易は、大陸市場の閉塞に苦悩するイギリス産業資本に新たな販路を提供する一方、オーストリアにはプロイセン中心の関税同盟に対抗的な経済圏を保証することになった。こうした通商条約の成立を考える上で、両国の懸案である債務問題を解消したことによって、むしろ両国の産業・貿易利害を救済したのであり、当該段階のイギリス経済政策において産業・通商利害が保持した金融・投資利害に対する優位性を示唆している。

なお1829年の英墺通商条約は、トリエステ経由のレヴァント産品輸入を解禁することによって、これまで航海条令が禁止してきた第三国経由の輸入貿易に重大な例外を認めることになった。この事実は、別稿にて検討した1838年の英墺通商条約がオーストリア商船の中継貿易（イギリス向けレヴァント産品・ルーマニア穀物輸出）を許可し、さらには1849年の航海条令が第三国商船の輸入仲介を全面自由化する過程において、無視できぬ伏線をなしたと言えよう。